

参議院地方行政・警察委員会會議録第七号

第四百十五回国

平成十一年三月三十日(火曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 小山 峰男君
理事 釜本 邦茂君
松村 龍二君
奥石 東君
山下八洲夫君
富樫 練三君

委員 井上 吉夫君
鎌田 要人君
木村 仁君
久世 公義君
谷川 秀善君
保坂 三蔵君
高嶋 良充君
藤井 俊男君
魚住裕一郎君
白浜 一良君
八田ひろ子君
照屋 寛徳君
高橋 令則君
松岡満壽男君
岩瀬 良三君

國務大臣 運輸大臣 川崎 二郎君
自治大臣 野田 毅君
(国家公安委員 公安委員長)
警察庁長官 関口 祐弘君

警察庁長官官房 野田 健君
警察庁生活安全局長 小林 奉文君
警察庁刑事局長 林 則清君
警察庁交通局長 玉造 敏夫君
警察庁警備局長 金重 凱之君
防衛施設庁総務部長 山中 昭栄君
外務省北米局長 竹内 行夫君
運輸省航空局長 岩村 敬君
海上保安庁長官 楠木 行雄君
自治政務次官 田野瀬良太郎君
自治大臣官房長 嶋津 昭君
自治大臣官房総務審議官 香山 充弘君
自治省行政局長 鈴木 正明君
兼内閣審議官 二橋 正弘君
自治省財政局長 谷合 靖夫君
消防庁長官 入内島 修君

事務局側 常任委員会専門員 内内島 修君

説明員 海上保安庁次長 長光 正純君
新東京国際空港 公団総裁 中村 徹君

参考人 新東京国際空港 公団総裁 中村 徹君

本日の会議に付した案件

- 参考人の出席要求に関する件
○新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○警察法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

議院送付)

委員長(小山峰男君) ただいまから地方行政・警察委員会を開会いたします。参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日、参考人として新東京国際空港公団総裁中村徹君の出席を求めたいと存じます。御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○委員長(小山峰男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

委員長(小山峰男君) 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び消防施設強化促進法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題といたします。
両案の趣旨説明は去る二十三日に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

○奥石東君 民主党の奥石ですけれども、消防法の質問をさせていただきに先立ちまして、きょうはお忙しい中、川崎運輸大臣にも御出席をいただいておりますので、最初に二点ほど川崎大臣に御質問したいというふうに思うわけです。
御案内のように先週の二十四日に、日本海で北朝鮮の工作船と見られる不審船一隻が日本領海を侵犯するという事件で、海上保安庁の巡視船が、四十六年ぶりですが、二回目の威嚇射撃を行いました。そして、海上自衛隊の護衛艦が自衛隊が創設されて以来初の警告射撃を行ってから既に一週間がたとうとしているわけですけれども、日本政府

が史上初の海上警備行動を自衛隊に発動するといふ経過の中で、海の警察としての海上保安庁を所管する運輸大臣として、この間おとりになった対応、その経緯を含めて御説明をいただきたいというふうに思います。

○國務大臣(川崎二郎君) まず、二十三日の午前十一時ごろ、それから二隻目については一時ごろ、海上自衛隊から能登半島沖に漁船に関する情報を入手しました。
初めの情報は、二隻不審な船がある。その船を調べましたところ、御承知のとおり、一つはれっきとした日本漁船でございました。もう一つは、まさに偽った船であることが判明をした。それから午後一時に、一隻も偽った船であるということと、二隻が不審船であるという一つの結論の中で、巡視船艇及び航空機の発動を指示し、現場海域に巡視船艇十五隻及び航空機十二機を投入したわけでございます。

漁業法に基づいて停船命令をまず航空機から行い、その後、不審船は無視して速力を上げて逃走いたしましたので、巡視船艇が追いかけ、そして今お話しいただきましたように最終威嚇射撃を実施いたしました。

しかし、なおも停船せず高速で逃走を続けたため、巡視船艇による捕捉が困難になったということから、私から二十四日の零時三十分、海上保安庁の能力を超える事態に至った旨を防衛庁長官に連絡いたしました。そして総理、内閣の判断を求めたということでございます。零時五十分、海上警備行動が自衛隊によって発動されたということでございます。

○奥石東君 運輸大臣から防衛庁へ要請があったので、総理が決断するまでに十五分の間という素早い対応だった、こういう報道もされているわけでありまして、いろいろお聞きしたい点もあ

が、全体で二十分しか時間を与えられておりませんので、もう一点、今後このような事態が生じた場合に、川崎運輸大臣としては、海上保安庁とそれから防衛庁、海上自衛隊との連携のあり方、そしてまた、ここ幾日か話題になっております警察官職務執行法を根拠法令として武器使用規定等が議論をされているわけですが、こうした法整備上の問題に、何かみずからの御経験から問題がある、そのように認識されているか、その点だけに限ってもう一点お聞きしたいというふうに思っています。

○国務大臣(川崎二郎君) 実は橋本内閣の時代に、海上保安庁に対して一つの考え方が、閣議決定までいたしておりませんが、示されております。例えば、漁船が武装しておいて海上保安庁の武器の能力を超える武器を擁して抵抗に入った場合、またその不審船が多数になって行動した場合、こういった場合には海上保安庁は内閣の判断を求めていく、自衛隊の協力を求める、こういう形のスキームは基本的にでき上がっております。

今回は、まず自衛隊が発見し、我々に連絡をもらった。我々は警察活動として当然出ていった。そこで我々の能力を超える船、要するにスピードの上で非常に高い能力を持った船であったということから、我々の能力以上の状況になりましたので、今申し上げたように内閣の判断を求めたということになります。

基本的に、初めて動いたルールでありますけれども、認識としてはこういう形なんだろうと思っております。やはり警察活動である我々がまず第一にできるだけのことをしていく。したがって、今回、高速船等をもっと少し配備していくべきではなからうかと大変御指摘をいただいております。私どもとして、より高い能力を持った巡視船艇を持てるように、また内閣と相談しながら進めてまいりたい、このように思っております。

それから、捕捉能力につきまして、これは警職法との関係ということで、国内でのそうした事案

とも関係してまいりますので、すぐに変わるべきかということについてはいろいろ今議論をさせていただいており、もう少し議論の結果を待ちまさんと、すぐ私がどうだと言えらるような状況にないと思っております。

○奥石東君 今の武器使用規定一つとってみても、相当今後議論がなされていく必要もあるだろうし、議論を呼ぶだろうと思っております。いずれにいたしましても、海の警察としての海上保安庁としての任務がきちんと果たせるような整備も必要かというふうに思いますが、これ以上時間がありませんので、ありがとうございます。

続きまして、消防法にかかわる質問を何点かさせていただきます。全国三千三百にも及ぶ各市町村、御案内のように高齢化、過疎化が加速している状況だろうと思っております。そうした中で、消防団の状況もかなり変化をきてきているだろうというふうに認識しているわけですが、現状はどうなっているのか。時間もありませんので、あわせて、そういう消防団の現状を踏まえて、消防庁としてはどのような対応を講じているのか。その二点についてまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(谷合靖夫君) 御承知のように、消防団は常備消防と並ぶいわば消防機関の一翼を担っている機関でございます。現状といたしましては、昨年の四月一日現在、消防団員数が九十六万二千六百二十五人、こういうふうになっておりますけれども、この団員数が年々減少してきております。それから、やはり高齢化というものが進んでおりました。例えば三十歳未満の団員数の割合というものが、同じく昨年の四月一日現在では二六・三％というふうになっておりました。したがって平均年齢も上昇している。それからさらに、国民のいわば就業形態がだんだん変化してきておりました。それに影響を受けて、やはり事業所等に勤務するいわゆるサラリーマン団員というものがふえてきておりました。大体七割近くがサラリーマン団員になっておられるというふうな現

状でございます。特にそうした点については昼間の消防力の低下というものが懸念をされるというふうに認識をいたしております。

したがって、これらの課題に対処するために、何よりもまず団員の確保、特に青年層を中心に消防団への参加を促すということが一番必要だろうと思っております。それと同時に、やっぱり地元企業とか事業所に対して消防団活動に対する理解と協力を求めていくということが必要であろうというふうに考えております。

そういう観点から、私どもとしては消防団関係の施設あるいは装備というものの充実に努めてまいりましたし、またいわゆる報酬でありますとか出動手当等の処遇についての改善措置も講じておりますが、やはりPR面というのも大事だろうと思っております。特に地元住民あるいは企業等に対する消防団への参加とか、あるいは消防団活動への理解と協力の呼びかけというようなことを力を入れておるわけでございます。昨年の一月にはインターネットに消防団のホームページをつくってそうした呼びかけもやる等、いろんな手段を講じながら対応しているというのが現状でございます。

○奥石東君 今のお話で、団員を構成している七割はサラリーマンと。そうしますと、お話がありましたように昼間の消防体制が大変手薄になるということはもう明らかであります。PRを地域の方々と各企業にもしている。その程度では根本的な解決にならないだろうとも思いますけれども、加えて、これからは非常に災害も複雑、多様化しておりますし、高度の技術を必要とする状況にもあろうかと思っております。

そうした点で、それへの対応としてどのようなことを考えられているかということになります。が、とりわけ専門的な人材を確保していくということが必要でもありましようし、昼間の間はサラリーマン団員が多いという背景の中で、二十四時間体制、常備体制の必要性ということが非常に重要だろ

うかと思っております。しかし、三千三百もある市町村の大多数は過疎化、高齢化という状況の波を受けているわけですから、市町村が個別にこの問題に対応し切れなくなってきたのではな

い、か、そうも思うわけでありませう。その点についてどのような対策を講じていらっしゃるか、お聞きしたいというふうに思っています。

○政府委員(谷合靖夫君) 戦後、いわゆる市町村消防といえますか、自治体消防が発足した当時は圧倒的に市町村は消防団のみに依存した状況であったわけでございますが、御指摘のございましたようにその後の災害の複雑、多様化とか大規模化等に応じて、消防本部とか消防署、いわゆる常備消防を整える市町村がふえてきておりました。現在そうした常備消防を整えている市町村の人口カバー率といえますか、それは九九・七％というふうになっておる状況でございます。

ただ、その中身でございますけれども、今の常備を整えている市町村のうち大体九百二十の消防本部がつくられている。つまり、単独の市町村ごとに消防本部を設けているところよりも、圧倒的にいわば組合によって消防本部を設けている、大体八割近くが組合による消防本部を設けているというところで広域的な対応を図っておるわけですね。

ただ、そうはいっても、その九百二十の消防本部のうち消防職員が百人未満のところは約半数、五三％程度がそうした消防本部であるわけでございまして、先ほど御指摘ございましたような人材の確保とか財政基盤の問題からいって、やはりこうした小規模の消防本部をさらに広域的に再編をするというのが大きな課題ではないかというふうに認識をしておるわけでございます。

このため、私どもとしては、都道府県に消防広域化基本計画というものをつくっていただいて、そして広域再編の先導的な取り組みを行う地域、モデル広域消防と申しておりますが、これを二十三年既に平成六年度と七年度、両年度にわたって指定をする。そうした広域再編を目指すための現

状にございまして、その結果としてはモデル広域

消防としては二十三圏指定をしておりますけれども、十六圏域で既に再編がなされておる。

それから、消防本部の数は平成四年度に九百三十五というふうになっておったわけですが、昨年は九百二十というふうになって減つてきて、更に、昨年の十月には埼玉のモデル圏に指定されておった四市が組合をつつて、四つの単独の本部から一つの本部に変わりましたので、昨年の十月では既に九百十七というふうになつておりました。徐々にではございますけれども、そうした広域再編が着実に進展をして

○興石東君 その広域再編の動きの実態もお話をいただいたわけですが、これは財政的な裏づけといえますか、支援はどのようになっていますか。

○政府委員(谷合晴夫君) これまでの再編の中で、基本的な財政措置としては、やはり補助金をそうした広域再編については優先的に配分をするという問題と、それからもう一つはやはり各種の計画なりそうした推進施策のための交付税措置を講ずる、この二つの柱を中心に行つてきておるわけでございます。そうした意味での裏づけといえますか、それなりのいわば財政支援というものはある程度そうした意味で役に立ってきておるのではないだろうかというふうに思っております。

○興石東君 この問題は消防の分野だけではなくて、来年四月には介護保険制度も導入をされてくる、そして一方では地方分権ももう実行の段階に入つた、こう言われる状況にあるわけですから、ますます各市町村の新しい行政需要というものは大きくなつていくし、拡大をしなければならぬという状況にあることは事実でありますから、そうした点でこれに対応するための市町村の行政財政基盤をどう確立していくか、ここが最大の課題になつてくるというふうに思います。

最後に、この点についてどのように対応を講じられているかをお聞きし、私の質問は終わりたいと思ひます。

○國務大臣(野田毅君) 御指摘のとおり、消防の分野もそうであり、あるいは福祉行政の分野もそうでありまして、非常に広域的な対応、それから内容の高度化ということに、どうそれを満たしていくか。そういう点で、これから市町村の役割も大きいのですが、同時に、単一の現在の市町村という圏域のままだけでは、あるいはその財政規模等だけでそれだけの対応能力があるかどうかということもございまして、先ほど来消防の分野については広域的な対応をそれぞれやられておるといふいろいろなお話がございました。

これからさらにそういったニーズが高まってくるということをお考えますと、まず第一にその行政主体としての体制をどう確立していくかという点で、一つは市町村の合併といふこと、ただ単に広域的な連合とか、そういう協力体制だけではなく、基礎的な自治体としての対応力をレベルアップして、こういう角度からは、まず第一にそういう市町村合併といふことをさらに強力にバックアップをしていかなきゃならぬという点がございまして、もう一つはそれが自主的、自立的な運営ができるような財政基盤をどうやって確立していくかという側面がございまして。

財政基盤確立の問題は、先般いろいろこの委員会でも御議論をさせていただきました、私からもいろいろ詳しく御答弁させていただいておりますので、あえて重ねることは避けたいと思ひますが、いずれにせよ、そういう行政、財政両面でバックアップをしてまいりたいと考えております。

○興石東君 時間になりました。終わります。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございます。きょうは、運輸大臣、当参議院地方行政・警察委員会の審議に御協力をいただきましてありがとうございます。当委員会は海上保安庁の事項も所管をしております。先般来の山田・新生丸事件、これについてもお尋ねをしたかった。ようやくこの成田財特でお出ましをいただいたわけでございますけれども、過去にも橋本登美三郎運輸大

臣あるいは森山欽司運輸大臣が地方行政委員会に出席をされ審議に御協力をいただいているわけでありまして、今後ともこの海上保安に関する事項につきまして積極的に御協力を賜りたいというふうに思ふ次第であります。

そこで、まず最初に今般の不審船の対応について若干お聞きしたいんですが、テレビ中継といふこと、数多く放映されました。国民みんなが思うことは、何で追いつかなかつたのかとか何でガス欠になつたのか、まず素朴なところはそういうところだと思ふんです。

運輸大臣も、テレビ等で能力のアップというふうなこともお話をされ、また新聞記事等では航空機への武器搭載についても検討するべきである、そういうような発言もされておられるようでございまして、海上保安庁の装備あるいは情報収集能力のアップについてどのようなお考えで今後取り組まれるのか、まずこの点からお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(川崎二郎君) まず、私自身が今指示をいたしておりますのは、今回の問題点すべての洗い出しをしない、その上で自衛隊等とある程度のマニュアルをつくっていくかなきゃならないねと。

阪神・淡路大震災のときにもいろいろ議論がありました。私の地元でも、大きな台風が来ますと知事が自衛隊に協力依頼をして防災のための出動をしてもらつた。新生丸の話が先ほどありましたけれども、ああいう事件の場合も、私どもは管区から地域の自衛隊に連絡をして、そしてあのときも、実は新生丸の救難は、自衛隊機で見つけていただいた、こういう経過があります。そういう意味では、海難事故等について自衛隊と海上保安庁の間の協力関係は、かなり事実上ありまして、でき上がつておるんだらう。

今回は、ある意味では初めてのケースで、頭の中では考えておつたけれども初めて事態になつたな、こういう事態を踏まえてしっかりマニュアルづくりをしていくことが大事だらう。特に、防衛

庁の方からも、話し合いの中でそういうことにはしたわけですが、省庁間協力についても、災害の場合は現地でも、省庁間協力についても、やはり大臣同士が省庁間協力をお願いしろということ、私の方から防衛庁長官に省庁間協力、あれは八時五十分ころだったか、こういうお願いをした。したがって、やはり災害の場合とは少し違つた。したがって、お互いのマニュアルというのをまづつくっていくことが大事だらうと思つております。

それから、法の整備等いろいろ御議論がございまして、私どもは現行法で何ができるのかということをも少し徹底的に議論していかねばならないだらうと思つております。

それから、当然私どもの能力のアップを図つていかなければならないだらう。宮崎のときの昭和六十一年の例があります。四十時間ほど追いかけてやはり逃げられた。こちら船の能力を上げると向こうも上げてくるというの、一つの事例でありますけれども、いずれにせよ、向こうの能力が、一部官邸等で情報としていただいたのは、あの船は途中で四十ノットぐらい出るかもしれない。それから非常に走行距離が長つておりました。そういう意味では、あの船全体が油の船のような感じだ。我々はいろんなものを載せるものからガス欠になつたりとか、いろいろ御指摘をいただいているわけですね。

そういうものを踏まえながら、既に百八十トン級のある程度の船を用意しておりますけれども、残念ながらあのときあの近くにいなかったということもありません。したがって、能力アップ、高速船艇をどうやってつくっていくか、そしてその高速船艇が近くまで行ったときにどのようなことまでできるかというのをもう少し詰めて直さなきゃならぬだらう、こういうふうにしてまいりたいと思つております。

いずれにせよ、捕捉できなかったことはまことに遺憾でありますので、対応をこれから十分考えたいと思ひます。

三

○魚住裕一郎君 時間がありませんので、簡潔によろしく願います。

それで、大臣の今お話しになった共同のマニユアルですか、きのうの新聞にも若干出ておりましたけれども、それからやってくんだらうと思えますが、今般は自衛隊がP3Cで発見してから約四時間かかっていますね、十一時に通報といいますが御連絡があったようですが、共同マニユアルになる前に、事前にいろいろ想定をした協議をなされていると思いますが、何でこれは四時間もかかったのかなというのも一つ疑問なんです、簡潔にお答えいただけますか。

○國務大臣(川崎二郎君) 過去の事例で、不審船らしいぞという連絡を受けて現実には不審船でなかったという例がかなりございます。そういう意味では、防衛庁の方は念には念を入れてきちっとしたい。現実、先ほど申し上げたように、二隻と御連絡をいただいたけれども、一隻は日本の漁船だった事実が判明しているわけでありまして。

そういう意味では、防衛庁側はしっかり調べた上で我々に連絡をして一緒に行動しよう、こういう御判断だったかもしれないけれども、今後、今申し上げたマニユアルの中で、不審船ということで防衛庁が動かれるときは我々にも同時期に連絡をしてください、お互いにつくっていくことが大事だろう、こう思っております。

○魚住裕一郎君 それでは、今回の成田財特の関連で質問をさせていただきます。

今、ガイドラインの問題とかいろいろ議論をされておりますが、運輸大臣も、成田飛行場の米軍提供の可能性についていろいろ報道されておりますが、いろんなことを考慮しつつも緊急性を持つ場合はいいのでないのか、その緊急性の中には周辺事態も含むよというふうなことで、米軍への提供の可能性を示唆されております。

また一方、公団総裁は、たとえアメリカ軍がチャーターした民間の航空機でも問題があると思う、いかなる軍事利用もあり得ないと思っておりますというふうなコメントをされているやに報道され

ておりますけれども、この辺について、一体どういう方向性なのか、運輸大臣並びに公団総裁に伺いをいたします。

○國務大臣(川崎二郎君) 法律上の建前としては、日米地位協定で民間の飛行場を使う権利を与えられている、これは間違いないと思えます。しかしながら、私もいろいろ申し上げておりますのは、現実には民間航空機でいっぱいである、成田の場合は完全にそうでありまして、そういう状況、それから国会での御答弁、地元との話し合い、こうしたものを十分加味した上で基本計画をつくるときに我々の主張ははっきりしてきますよ、過去の経緯をはっきり主張しながらできるだけの努力をしていく、しかしながら緊急時という場合は、周辺事態も含むということよりも、緊急時で例えば飛行機のトラブルで泊めてくれという場合もありますよ、そういう意味も含めて申し上げたつもりでございます。

いずれにせよ、一〇〇%否定するわけではありませんけれども、基本的な認識は、私が今申し上げたように成田空港の特殊性というものを十分頭の中に置きながらやっていかなきゃならぬ、こう思っております。

○参考人(中村徹君) 私どもは現場を預かっているものでございますので、地位協定上の法律的解釈はどういうことを取り上げて申し上げているわけではございませんけれども、これまでの運輸省の大臣答弁、国会における御答弁とか、あるいはまた地域とのお約束ということを踏まえまして、成田空港はあくまで民間空港として整備するもので軍事利用を目的とするものではないという御方針があるわけでございますので、それは変わらぬというふうな信じて成田空港の運用に当たっている、また空港整備に当たっているということを申し上げたわけでございます。

したがって、ただいま大臣から御答弁がありましたように、過去の経緯あるいは国会答弁というものを踏まえて今後も対応されるということでございますので、私どもとしては今までの考え

方に従ってこれからは進んでまいりたい。そういう意味で、大臣のお話と全くニュアンスが違うということはないと信じております。

○魚住裕一郎君 報道によりますと、朝鮮有事を想定したことで福岡に在韓米軍の飛行機が飛んできたとか、また年間に七、八百回も来たとかいろいろ報道されておりまして、皆さん心配をしておるところでございます。

所管は違いますが、自治大臣にこの点についての御所見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(野田毅君) 基本的には、運輸大臣から御答弁された考え方と同様であります。多少最近、別途ガイドライン法案の審議に絡んでいろいろな報道がなされております。ただ、私自身の理解は、むしろ港にせよ空港にせよ、もし何か大量に半島からの避難民を短期間で受け入れなければならぬ、そういったときにどうするかというような対応も含めていろいろな検討がなされている中で、たまたまそういう部分を取り上げられて、それが何かいかに軍事利用であるというような形に結びつけられている報道されているというところが、ある種のそういう、何といいますか、容易じゃないというふうなイメージをつくり出しておるんではないかというふうには私は理解をいたしております。

○魚住裕一郎君 過去にも秋田大助自治大臣の「突発的なときはやむを得ませんが、民間航空の本来の使命に徹しまして、これを米軍の共同使用に供せしめたり、軍事目的のために使用せしめることは断じてさせないつもりでございます」という答弁がございます。そうなると、今ガイドラインでやっていることはいろいろな計画を立てて云々というふうなことになるわけでは、

「突発的な」といった場合には、例えば飛行機が故障したとあるとか急に台風が来たとか、急にというふうな想定されるんです。今、自治大臣がおっしゃったのはちょっとニュアンスが違うんではないか、避難とかそういう場合があるようござい

ますので、もう一度その点。

○國務大臣(野田毅君) 当然、今突発的なというイメージで、事成田空港に関連しては冒頭申し上げましたとおり運輸大臣が御答弁された点と同じであります。成田についての今日までの実際の地元との折衝の経緯あるいは国会における答弁の積み重ね、今日までのいろいろな御苦勞の経過があるわけでありまして、そういった点を踏まえて判断をしなければならぬことであるというところは、まず基本原則を申し上げておいたわけでありまして、この問題とは別に、今、後でいろいろお話ししましたほかの空港の件に際してもお触れになりましたので、あえてそういう一般論の世界として申し上げたということでありまして。

○魚住裕一郎君 今回、成田財特を五年間延長するという法案内容でございますが、成田飛行場については長年の経緯がございます。また、運輸省当局あるいは公団も非常に努力されてきて、いろいろシンポジウムをやったり円卓会議をやったりして強制退去までようやくこぎつけてきたという思いが私もあります。ただ、北原派の反対集会和かいいろいろあって、大臣の発言が地元住民の思いを逆なでするような部分もあるのではないかと、そういうふうな思っている次第でございます。

今回、五年延長ということでございますが、飛行場の整備の完成の見通しというのは一体どのようにならぬかと、私どもも理解をすればいいの、あと一分しかございませんが、簡潔にお答えをいただけますか。

○國務大臣(川崎二郎君) 二〇〇一年三月三十一日を目標に最大限の努力をしておりますのでございます。そして、それは話し合いによって解決を見つければ実行は不可能になるだらう、そういう意味では、一に話し合い、二に話し合いというふうな努力をしております。

○魚住裕一郎君 終わります。

○富樫三三君 運輸大臣に伺いたいと思っております。今回のいわゆる不審船問題についてであります

けれども、先ほどの議員に対する答弁の中で、二十四日の午前零時三十分ごろ、海上保安庁の能力を超える旨の報告を防衛庁にした、こういう答弁が先ほどありました。これは海上自衛隊の出動を正式に防衛庁の長官に対して要請した、こういうふうな理解してよろしいんですか。

○國務大臣(川崎二郎君) あの晩に私が防衛庁長官と電話をいたしましたのは二回だけでございます。一回目は八時五十五分に省庁間協力を求めた、二回目は今御指摘の零時三十分、先ほど御答弁申し上げましたように、スピード、能力的に我々の超えるところになった、したがって総理、内閣の判断を求めたい、こう申し上げました。

○富樫三君 ということは、正式な要請はしていないというふうな理解してよろしいんですか。どちらですか。

○國務大臣(川崎二郎君) 総理の御判断でありますから、当然私もが要請をするという立場にはないと思っております。

○富樫三君 これは三月二十四日の参議院の本会議でありますけれども、防衛庁の長官が答弁の中で「このように発言しております。」「本日の零時三十分ごろ、運輸大臣から、海上保安庁ではなかなか対応が難しい状況にあるから海上自衛隊の方にお願いしたい」という要請を正式に受け取りました。」「このように防衛庁の長官が答弁をしております。これと矛盾はしませんか。正式に要請をしたんですか、しないんですか、どちらですか。

○國務大臣(川崎二郎君) 先ほどから私が御答弁申し上げているとおりでございます。

○富樫三君 ということは、正式な要請はなかったというふうな理解してよろしいですね。確認しておきたいのですが。

○國務大臣(川崎二郎君) 結構でございます。○富樫三君 ということは、防衛庁の長官が参議院の本会議で正式に要請があった、こういうふうな言ったことは事実と違うということですね。どうですか。

○國務大臣(川崎二郎君) 私は答弁の場におりませんので、私が申し上げていることだけ御理解を賜りたい。防衛庁長官がどういふ発言をされたか私は存じておりません。

○富樫三君 防衛庁の長官がどういふふうな答弁したかわからないと言いますけれども、これはもう議事録で出ていますから、もう正確に出ているわけですから、そういう点でははっきりしているわけなんです。いつだつてわかる状況にはあるということだと思ふんです。

正式には要請はしていないというふうな大臣は答えていただいているわけですから、にもかわらぬああいふ状況になった。自衛隊法の八十二条が適用される、こういうことになったわけなんです。

そういうことになった経過の中で、報道では、大臣からの、運輸大臣からの要請に基づいて、このようにいふに言っているんです。例えばこういうことなんです。朝日新聞などでは「このようにいふに言っているんです。二十三日の午後十一時四十七分、第一大西丸が一たん停止したが、このとき海上保安庁の巡視船は約百キロ離れた。海上自衛隊の護衛艦は第一大西丸から約一キロから一・五キロ。そこで、防衛庁は運輸省に状況を説明した上で、ここからが大事なんです。海上警備行動をとってほしい、という要請をしてほしい、すなわち、防衛庁の側から運輸省に対して、運輸省の方からそういう要請をしてもらいたい、このようにいふに防衛庁が運輸省に要請をしたというわけなんです。それで、二十四日の零時半、川崎二郎運輸相名で正式な要請が野呂田防衛庁長官に届いた、と報告されているわけなんです。これについてはどうですか。

○國務大臣(川崎二郎君) 私の方から電話をさせていたで、何か書類があったような、名がとありますから書類があったような形でとられがちでありますけれども、書類は全くありません。電話で今の海上保安庁の現状をお話し申し上げて、そして、あとは内閣の判断を求めたいということ

を防衛庁長官に御連絡したということでございます。

○富樫三君 防衛庁長官の本会議での発言ですから、これは大変重みのあるものなんです。もし防衛庁長官の答弁が、正式な要請はなかった、にもかかわらず正式な要請があったというふうなことが申し上げたような答弁をしているということであれば事実と違ふ、こういうことになるわけなんです。これは重大な責任問題になります。

しかも、防衛庁の長官は本会議の答弁の中で、その後、続いて「このようにいふに言っているんです。」「零時四十五分に、安全保障会議や閣議決定がなされました。そして零時五十分には、海上警備行動の命令を発信したところでありました。」「このようにいふに言っているわけなんです。そのさつかけをつくったのは運輸大臣の正式な要請だと、この言わんばかりの身でありますけれども、こういう重大な問題でありますから、絶対に要請はしていないというんであれば、防衛庁の長官に対して本会議の答弁の訂正などを申し入れるのが当然ではありませんか。そういうことはやっているんですか。

○國務大臣(川崎二郎君) 私は、お話し申し上げたことが事実でございますので、そうしたことの御質問があったということは防衛庁長官にお伝えいたしておきます。

○富樫三君 防衛庁の長官の答弁を知らないということは私にはあり得ないというふうな思っていますので、運輸大臣があくまで正式な要請はしていないというんであれば、防衛庁の長官は本会議で違ふことを言ったことになりません。

しかし、きょうこの委員会の場には防衛庁の長官はおられませんので、長官のいないところで、長官の意見も聞かないで本会議の答弁が違ふという結論はなかなかこれは出しにくいというふうな思ふんです。ですから、事実がどうだったのかというところをこれは確かめる必要があるというふうな思っています。

そこで、防衛庁の長官来ておりませんので、委

員長にお願いしたいわけなんですけれども、きょうは午後にも委員会が予定されております。したがって、防衛庁の長官に御出席をいただいで事実の確認をせひしたいというふうな思っていますので、委員長の方で取り計らっていただきたいと思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長(小山峰男君) ただいまの件につきましては、後刻理事懇で、理事会で協議させていただきます。

○富樫三君 ぜひそういうふうなお願いしたいと思ひます。この点に関してはその答えを待つてからにしたいと思ふんですけれども、いざれにしても、今回の場合、不審船を捕捉できなかったというところは確かなんです。この点について伺いたいというふうな思ひます。

過去において十八回の不審船を確認してないが一度も捕捉していないという報告が出されておりますけれども、その原因は何でしょうか。

○國務大臣(川崎二郎君) 今回の例で言えば、スピードが速つたということになります。また捕捉の方法等について限界がある。ただひたすら逃げているものに後から撃つわけにはいかぬということももうおわかりのとおりでありますから、今回のように威嚇射撃までが精いっぱい活動であるというところになるわけでありませぬ。

そういう意味で、自衛隊が今回海上警備活動も出動していただきましたけれども、そうした場合においてもなかなか現実としては難しかったというのも事実だろうと思っております。

○富樫三君 資料によりますと、最初の不審船の発見は一九六三年、昭和三十八年です。今から三十六年前です。そのときもスピードが追いつかなかつた。その後、昭和五十六年、海上保安の現況、これを見ますと、このときも高速を利用して逃走した。五十七年の報告によつても、これもまた高速を利用して逃走している。六十一年の報告、これによると、長時間にわたり追跡したが、先ほどちょっと説明があった件ですね、捕捉には至らなかつた、こういうわけなんです。今回の

場合もスピードが追いつかなかつたということ  
で、既に問題は三十六年前からはつきりしている  
わけなんです。いまだにその問題は解決されて  
いない、こういう状況にあるわけなんです。

一九九六年六月六日、参議院の海洋法条約に關  
する特別委員会が附帯決議が行われております。

同日六月七日の参議院の本会議でも国連海洋法  
条約の実施に伴う体制の確立に関する決議、この  
中で海上保安庁の体制強化が全会一致で決議され  
ておりますけれども、その主な中身はどういうこと  
だったんですか。

○政府委員(楠木行雄君) ちょっと今手元に詳し  
いものを持っておりませんが、海洋法条約  
のときの衆参、それからもう一つ、つい最近でこ  
ざいますが、いわゆる日韓漁業協定、こういった  
ときに、巡視船の整備に努力すると、こういう  
ような内容であったと承知しております。

○富樫三三君 巡視船や巡視艇の整備に努力をす  
る、こういうことであらうけれども、こ  
のときは、海上保安庁の人員、それから巡視船  
艇、航空機等の体制について今後一層の整備充実  
を図る、こういうことが全会一致で決められたん  
じゃないですか。そういうことが決められなが  
ら、今回も同じようなことを繰り返すというの  
は一体どういふわけですか。

○政府委員(楠木行雄君) 先ほど大臣も別の委員  
に申し上げましたように、私どもとしては第一義  
的な海上警察機関として万全を尽くしておるつも  
りでございますが、船のスピードの技術というの  
が、それに私どもの整備が、その事案が起るた  
びに整備をし、それに対して追いつかない面も一  
つは今までの例ではございました。

今度の場合、そういった点かなり痛感をしてお  
りますので、情報収集の迅速化の問題とかある  
いは監視体制、船とか航空機なんか使いましたそ  
ういうものですね、そういったものとかあるは捕  
捉機能強化とか、こういったようにいろいろ、  
今、大臣からの指示を受けて詳細に検討してお  
るところでございますので、海上自衛隊との連携の

強化もございまして、そういった点いろいろ努力  
をしてまいりたいと考えております。

○富樫三三君 スピードが追いつかないだけじゃ  
なくて、整備の方が追いついていないんです。  
そういうことですね。

○政府委員(楠木行雄君) せんだつての第三次補  
正予算におきましても、これは日韓の漁業協定の  
取り締まりの励行という観点でございまして、  
も、約百億円の巡視船艇の整備ということでは  
ございました。それによって、いわば古い巡視船艇  
を代替することによってスピードアップも結果的  
にそれで図っていきけるというふうなことで、かな  
りそういったいろんな機会を利用してやっていた  
だいでいるつもりでございます。

○富樫三三君 そういう整備がおくれている、努  
力はしていると言いますけれども、実際には今回  
も捕捉できなかった、こういうわけでありませ  
うね。

今回の場合に、そういう整備のおくれという問  
題と、もう一つは、経過をずっと見てみますと、  
自衛隊の方から連絡を受けてから出動するのにも  
時間がかかっているという点もどうもあるよう  
な感じがします。さらに、自衛隊からの連絡も遅いとい  
うわけなんです。

そういう中で、新聞の報道ではこういうことも  
言われているんですね。もっと早く海上保安庁に  
連絡してれば海上警備行動の発令などは必要な  
かつたし、海保だけで十分対応できていたはずだ  
と。これは海上自衛隊幹部の一人だと。名前は出  
ていないんですけども、こういう新聞報道さ  
えあるわけなんです。

そうすると、基本は沿岸の警備に対して海上保  
安庁が第一義的に当たるといふことであれば、ま  
ずその整備をきちんと行おうということが大事だ  
というふうな思ふんですね。国会決議があるわけ  
ですから、その方向で海上保安庁の体制を強化する  
こと、今回のような場合にしっかりと備えるこ  
と、これが本筋ではないか、これが議会の総意で  
もあるというふうな思ふわけなんです。人員や

装備の充実が不十分なままでもた不審船を捕捉で  
きない、しかもその責任を棚上げして、そして困  
難な状況にあるというふうな報告をした、こうい  
うわけなんです。ですから、ここはやっぱり責  
任問題だといふふうな思ふんですね。困難な状況  
にあるから何とかしてくれ、こういうことでは国  
民を守るわけにはいかないというふうな思ふん  
です。

ですから、そのところをしっかりと責任を感  
じていただきたい。この点については、まずは、  
決議の点から見てこの国会の総意、これに基づ  
いて整備を充実させるといふことが先決では  
ないか。自衛隊法の八十二条の適用よりも、ま  
ずこちらの方が先決といふふうな思ふし、その八  
十二条の適用といふのはこういう問題とは全く違  
う問題だ、筋の違う問題だといふふうな思ふわけ  
ですけれども、いかがですか。

○国務大臣(川崎二郎君) 先ほど海上保安庁長官  
から御答弁申し上げましたけれども、四十ノット  
の能力を持っていかねばならない、それを捕捉す  
るためには前に回り込まなければなりませんから  
四十五とか五十ノットの能力を必要とする、そ  
ういふものをそろえるように努力をしていかな  
ければならぬというふうな思ふ。

当時考えたのは、三十五ノットで何とかいける  
のではなからうか。そういう意味では、だんだん  
向こうの能力も上げてきている、そういうものに  
どう対応していくかというの、まさに、我々御  
批判もあえて受けながら、そして今御指摘いた  
されたように、能力アップを図るために内閣全体  
として取り組んでまいりたい、こういうふう  
に思っております。

一方で、やはり自衛隊との連携というものは、  
先ほどから海難の場合、また陸においても大きな  
災害の場合、こういうものは連携を常に心がけて  
いくといふことは大事だろうと思っております。

○富樫三三君 終わります。  
○照屋寛徳君 社会民主党の照屋寛徳でございます。  
私は、成田財特に関して運輸大臣に何点か質

問をさせていただきたいと思ひます。  
今回、予算委員会でもいゆる周辺事態法第九  
条と成田空港の使用問題についてただしてまい  
りました。予算委員会の答弁、その後の運輸省の考  
え方を拝聴いたしております。現行地位協定の  
五条でも成田空港そのものは基本的に使える、だ  
けれども混雑空港なのでそう簡単に使わせるわけ  
にはいかない、こういう基本的な考えなんでは  
うか。

○国務大臣(川崎二郎君) 委員言われたとおりで  
ございますし、あわせて国会答弁の重みなり地方  
との話し合い、こういうものもあると思っております。

○照屋寛徳君 成田空港については、開港前の一  
九七二年に、運輸省の航空局長立ち会ひのもとに  
新東京国際空港公団との間で覚書を交わして、新  
空港は純然たる民間航空のためのものであって軍  
事利用させることはないと、こういうふうな基本  
的な合意に至っていることは間違いないですね。

○政府委員(岩村敬君) 開港前に、当時の運輸大  
臣、そして千葉県知事、それから公団総裁、それ  
と地元の関係の三里塚平和塔奉賛会会長との間  
で、安保条約及びこれに基づく地位協定の存在に  
もかわらず、これを軍事的に利用することは認め  
ないという取り決めがあることは事実でござい  
ます。

○照屋寛徳君 いろんなマスコミで報道されてお  
ります一九九四年の朝鮮半島有事を想定した日  
米軍の日本に対する対日支援の中で、一千五十九  
項目要求されたという報道もありますし、いや回  
った要求なんか受けていないという政府の答弁  
等もあります。

いずれにしても、幾度かの協議を踏まえて、防衛  
庁そのものが支援の項目について検討したことは  
私は間違いないだろうと思ふわけです。その中  
で、民間空港である成田や、私の住んでいる、那  
覇空港などが米軍によって使用される、米軍の使  
用のために提供される、こういうことが防衛庁に  
よって検討された、こういうふうな報じられて

いるわけですが、運輸大臣、そのことについては防衛庁の方から運輸省には具体的な協議、相談というのは一切ないでしょうか。

○國務大臣(川崎二郎君) このことについては、一九九四年、多分細川内閣の時代だろうと思えますけれども、私どもさかのぼって調べてみましたけれども、全くその事実はございません。国会でも何度も御答弁させていただいております。

○照屋寛徳君 私は、改めて、成田空港開港の際に新東京国際空港公団と取り交わした覚書というのを政府は遵守していただきたいということと同時に、防衛庁は一九九四年の時点では成田空港にしてもあるいは那覇空港にしても米軍使用が最大限になった場合には民間空港としての封鎖も考えておいたことは間違いないだろうというふうに思うわけです。はっきり防衛庁が検討した結果として、これは米軍が管理権を行使するために日米地位協定二条四項(b)の適用も考える、適用も可能であるんだ、こういうところまで踏み込んでいくことからすると、日本の民間空港が米軍の後方支援基地化することは間違いない。こういうことがあってはならないと思っております。このことを強く運輸省に申し上げておきたいと思っております。

それで、きょうは外務省もおいででございますので、外務省と防衛庁に、民間の飛行機による武器弾薬の輸送、これは具体的には一九九七年にアメリカの海兵隊の実演演習を北富士演習場で行う際にチャーターをした、これに地位協定五条を適用した、こういうことでありますが、その地位協定五条適用の根拠と、地位協定五条を民間の飛行機に適用する際に日本政府だけの判断でできるのか、あるいは日米合同委員会その他のもつと上級の日米間の協議でもって、民間の飛行機による海兵隊の輸送や武器弾薬の輸送について地位協定五条を適用する、こういう合意がもつ既にでき上がっているのか、そこら辺について外務省と防衛庁の考え方を示し願いたいと思っております。

○政府委員(竹内行夫君) 先生御指摘の一九九七年の件との関連でございますが、米軍が使用して

おります航空機につきまして、この場合チャーターされた民間航空機の場合でございますが、地位協定第五条に基づきますと、米軍の指揮官が当該航空機に乗り込みましてこの航空機の運航を管理しているような場合につきましては、この航空機の運航が米国の管理のもとに公の目的で行われているという地位協定第五条の適用がある航空機に該当するというのが我々の考え方でございます。

このような考え方につきましては、日本と米国の間で相違があるわけではございませんでして、一九九七年に米軍が防衛施設庁を通じて御指摘の民間航空機をチャーターした場合につきましても、このような日米間の共通の認識のもとに地位協定第五条の適用がある航空機として扱われたものでございます。

具体的に、この航空機につきましては、米軍の嘉手納飛行場と横田飛行場の間の移動に使われたわけでございます。この際、防衛施設庁が行いました輸送役務契約におきまして、まず輸送が米軍の管理のもとで行われるということが定められております。また、現実にはその米軍要員及び物資の輸送作業の現場におきまして、防衛施設庁関係者が立ち会ひまして、米軍指揮官がこの航空機に乗り込みましてその運航及び物資の搬送を管理していたという事実を確認しているわけでございます。

このように、防衛施設庁を通じてチャーターされました民間航空機が、先生御質問の地位協定第五条の適用ある航空機として確保されているというための手続と申しますかシステムと申しますか日米間のやりとりにつきましては、まず防衛施設庁と米軍との間の協議を通じまして、契約の面におきまして米側指揮官がこの航空機に乗り込みまして運航管理できるように確保されているということが確認されます。

さらに二番目に、実態面におきまして、防衛施設庁関係者が輸送作業の現場に立ち会ひまして、米軍指揮官が航空機に乗り込むことを確認いたし

まして、当該航空機の米管理のもとでの公の目的での運航が確保される、こういうことになっております。

なお、米軍の管理のもとに運航されている民間チャーター機につきましては、この航空機が我が国の民間空港に出入りする場合につきましては、この航空機が地位協定第五条の適用のある航空機であることを空港関係者が容易に確認できるように手続が日米間で設けられております。

具体的には、当該航空機が我が国の民間の空港に出入りする際には、米軍当局より我が方の空港関係当局に対しまして、その航空機が米軍の管理のもとに運航されている航空機であるということ、を明らかにするいわゆる五条機証明書という書面が発出されることになっているところでございます。

○照屋寛徳君 防衛庁はいないですか。

○政府委員(山中昭栄君) 事実関係につきましては今外務省の方から御答弁申し上げたとおりでございますが、御指摘の航空機につきましては、在日米軍の調達依頼を受けてまして、私どもが日本通運を通じて全日空から借り上げた。その前提として、県道一〇四号線越えの実弾射撃訓練の分散移転の実施に伴いますさまざまな物品、役務の提供を米軍に対していわゆる間接調達方式という形で言うところのあらかじめの合意がございまして、その合意に基づきまして、個々の米軍の調達依頼を受けて私どもが一括、日本通運と契約を締結いたしました。当該日本通運が航空機につきましては全日空から借り上げて御指摘のような人員あるいは武器弾薬等を輸送したということでございますが、その際に、当然のことながら当庁の職員も立ち会って、米軍の管理下に行われているというふうな点について確認をいたしているところでございます。

○高橋令則君 運輸大臣に不審船の問題について御質問をさせていただきますと思っております。経過とか対策につきましては既に各委員から質問がございましたし、答弁もございましたので、それは私は繰り返して、まず第一点は、これも関連があったわけですが、いわゆる巡視船の整備の問題、これは富樫委員も言われたんですけれども、私も何遍も同じようなことを申し上げているんですけれども、非常に不十分ではないかと思っております。

例えば、護衛艦に比べると非常に老朽化しているというふうには私は思っているんです。五百を超える船を持つていらっしゃるんです。ですから、もっ

とやっぱり計画的な整備をしなければならぬ。海自の方は中期防というふうな、いろんな経過はあるんですけれども、計画的な整備をやっているわけです。問題があつて、極めて計画的ではなくて非常にそのときそのときの整備では対応できないのではないかと私は思っていますけれども、計画的な整備についての大臣の考えをお聞きしたいんです。

○國務大臣(川崎二郎君) 確かに、御指摘のように海上事案というのはふえてまいっております。国連海洋法条約の締結、それから薬物、銃器等の密輸人事犯がふえてきている、また新日韓漁業協定ができた、そんなことで昨年は第三次補正でかなりの増船を認めていただいたところでありまして、委員御指摘のようにまだまだ足りずということでは、委員御指摘のようにはまだ足りずと思っております。

○高橋令則君 それは同じ答弁なんですけれども、私は計画的にやっていたかという点なんです。これはもう要請申し上げておきます。それからもう一つは、運用の問題もあるわけですね。今回はかつてない迅速な措置だというふうな言われておりますけれども、私は、いわゆる不審船問題というのは、陸、水際、そして遠い海というんですかね、空もあるかもしれないが、いわゆるそういうふうな所管のまたがる問題があるわけですね。

この問題についてのマニュアルの話が言われた

んですけれども、私は、マニュアルを運用するための密接的、有機的な連携、システムの連携、これを海上保安庁、そして自衛隊との関連においてはきちんとしていた方がいいのではないかというふうに思っています。こういう考え方も大臣はあるというふうにおっしゃったんですけれども、その方向については、時間、そういったものについていかがですか。

○国務大臣(川崎二郎君) 実は、この事案が起きましたときに官邸に関係閣僚が集まりました。その中で、まず基本的には警察活動として海上保安庁が対処すべき、ただしどのような事態がその後起きてくるかわからぬ、したがって全閣僚に連絡すると同時に、状態の変化について海上保安庁はしっかりと内閣と連絡をとるということ、ある意味ではいろいろなケースを想定しながら動き出したということは事実でございます。

そういう意味で、今回の事案というものを反省しながら、基本的にはまず閣僚が先頭に立ちながらやっていくということは当然でありますし、また、例えば今御指摘いただいております朝六時に情報があったんじゃないかと、自衛隊はなるべくそれを確かめたいということ、時間をとった。だったら一緒にそのときは行動させてくださるということ、こういうことが必要であろうと思っております。

そういう意味では、先ほども御答弁申し上げましたけれども、今回の程度一つのルールとして評価いただいていること、いや、非常にまずいという御批判をいただいていること、すべてをやっぱり洗いざらい出して、そしてまず防衛庁と運輸省でしっかりやる、また内閣も入れてすべてケースをつくっていくということが大事だろうと思っております。そういう意味では、今回のことを大きな反省材料にしながらしっかりやってまいりたい、こう思っております。

○高橋令則君 この問題は施設の整備と、それから運用の問題、これは慌てる問題でございますの

で、大臣がおっしゃるよう適切にやっていたらきたいというふうにお願いたします。

消防庁長官に質問しますが、今まで我々は、消防庁関連で議論するときには消防力の基準ということを示しているわけですね。これは昭和三十六年に告示になっていると思うんですけれども、うんも見てみると、一〇〇%近いものもあるし、うんと低いやつもあるし、非常にばらつきがあるんですね、充足率というんですかね。

それを細かく見ていると、果たしてそれが今合っているかな、ちょっといかなものかなというふうな感じを私自身持つんですけれども、この消防力の基準、それ自体を改定する考え方はありませんか。その必要性を感じませんか。

○政府委員(谷合晴夫君) 消防力の基準は、御指摘のように昭和三十六年に制定をされておるものがございます。その後、救急業務を基準上に位置づけるために昭和五十年に比較的大きな改正をされており、それ以降からも二十年以上たっておりまして、いわば基本的考え方が三十六年のままでございます。したがって、どうしても現在の消防を取り巻く環境にもそするような面が目立ってきておる、これは間違いないと思っております。

例えば、市街地が普通木造住宅平家建てだけで構成をされているとか、それから五十年のときの救急出動件数が、約百五十万件を前提にしているんですが、現在は三百五十万件近くなっている。そういうようなことで、都市構造の問題とか、先ほどもおっしゃいました救急需要等に基準が十分に適用していないのではないかと、こういう認識のもとで、私どもは昨年の十月に消防審議会にその見直しについての諮問をさせていただいて、審議会もかなりの議論をした上で、やっぱり見直しが必要だという答申を先ほどいただいております、こんな状況にあります。

○高橋令則君 実現できるのはいつごろですか。

○政府委員(谷合晴夫君) この答申を踏まえて最終的には基準の改正ということになります。したがって、これは告示形式でやっております。したがって、私どもは、直ちにそうした事務作業に入ることができる限り早く改正に持っていきたいというふうにご考慮しております。

○高橋令則君 終わります。

○松岡満壽男君 参議院の会の松岡満壽男です。私も衆議院からこちらに参りまして、参議院が参議院改革の一環として独自に委員会編成を横割りにしているわけです。これは非常にすばらしいことだというふうにおっしゃるんですが、前回も魚住委員が質問されようとしたんですけれども、なかなか大臣取りがうまくいかなかった。そういうこともありまして、一年半になるんですけれども、どうもこの委員会編成はうまくいかないんじゃないかという声も出てきております。しかし、そういう中で松村理事さん初め御努力いただいたと思うんですけれども、運輸大臣が御出席をされたということは非常にいいことだというふうにして思っております。

この前も議運で十三本の法案をどの委員会に付託するかということで一月ももめました。もとの委員会に戻すべきだとか、これでは何のための改革かということで、形骸化してしましますので、今後そういう点での御協力をぜひお願いいたしておきたいと思っております。皆さん方の御努力に感謝をいたしたいと思います。

さて、不審船の問題についても質問していいというふうなことでございますが、私は山口県でございます。山口県も、伊藤博文公が朝鮮総督時代に暗殺をされたということもありまして、非常にこの問題について関心を持っています。いろんな質問を受けて、私自身もテレビで見ただけです。からよく状況がみだめないし、今回の事件についてはやっぱり私は捕獲をするということになっただけで、足が遅くて事に至らずに結果的にはよかったです。ただ、実際に向こうも武器を装備しておったのか、追尾する船に銃口を向けておったのか、その

辺の状況はわからないし、テレビで見るとヘリコプターも出動しているわけですから、そうなるとうまくいけるのか。今、清津の港に帰っているというところを、恐らくアメリカの衛星は全部見ているんだらうというふうに思っています。私も地元の方でカーナビなんか見ると、これはおもしろいから運転しながら自分で見ると、これはおもしろいから入ったって位置がばつとわかるわけでしょう。あれはアメリカの衛星を借りてやっているというふうな話ですが、そういう状況を見ると、日本の中もアメリカから見たらすっぽんぽんで探みたいな形になっているだらうというふうに思っています。

そういう中で、全然タッチしていないという形のものをお聞きが言っているわけですから、地元の方々が蛍光塗料でも上からかぶせたらよかったんじゃないか、あるいはネットをかぶせたらいいんじゃないかとか、いろんな話が出てまいりまして、そういう素朴な種々の疑問、向こうの武器の装備はどうだったのか、やっぱりそういう蛍光塗料とか、漫画チックですけども、縄を上からばつとおろしたらどうだったんだらうかと。そういうことに対して、何か御意見でもございましたら、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(楠木行雄君) 私どもの航空機からも船の状況を写真に撮りまして、うちの大臣が記者会見のときにちょっと見せておるのを、ごらんになったかもしませんが、あの写真で見ますと、武器の状況というのは、少なくとも甲板には出ていないということはおわかりでございます。重火器などの場合ですと固定しないといけませんので、そういうようなことにはあれだけ見るとなっていないのかなというのが武器の状況、それ以上はちょっとわからないということでございます。

それから、ふだん私ども、例えばちょっとこの場合とは事案が違いますが、事実だけ申し上げま



すと、対馬などで非常に高速の密漁船などを捕捉する場合に使います手段として、船からいわゆる着色弾的なものを相手のブリッジに投げましてブリッジのガラスを全部色で染めてしまふ、そうするとなかなか前が見えなくなるというふうなものもございませう。その他いろいろ、若干御示唆もございましたが、今回の場合にはちよつと難しかった点がございませう。それは航空機の場合についても同様の点がございませう、今はそこまでやっています。照明弾を落とすとか、何かそういうのはございませうけれども、やっていないわけではございませう、それはこれからの工夫をすべき検討課題かなと考へておられます。

○松岡満壽男 せつかくこういふ体験があったわけですから、それを生かしていろいろな方法を考へていただきたいというように思います、今回のことでは海上保安庁と海上自衛隊との連携が深くなったということは非常にいいことだと思つておられます。

成田財特法ですけれども、昭和四十五年以來三度にわたつて延長しておるわけですから、それで、今回が四回目の五年間の延長ということでありますけれども、この四回目の五年間の延長で成田の事業というものが全部完成できるのかどうか。そういう見通しにつきましてお伺いをいたしておきたいと思ひます。

○國務大臣(野田毅君) 今回の法改正の対象事業は、地元の地方公共団体それから関係省庁と調整の結果、今後五年間に国庫補助率のかさ上げ措置を講ずるなどして実施することが必要とされたものであります。法律延長後の期限であります平成十五年度末までにおおむね完了する見込みでございませう。したがつて、今回の五年間という延長期間は、そういうことに基つてやつておられますので、適切なものだと考へております。

○松岡満壽男 消防の関連ですけれども、阪神・淡路大震災で六千四百三十人の死者を出した

わけですけれども、そのうち五〇%が六十五歳以上という高齢者なんです。それと、このところ日本人の世界旅行も多いですが、外国から来る旅行者も今のところ一年間で四百六十万ですか、外国人が来ておるわけですね。

○政府委員(谷合靖夫君) いわゆる災害弱者対策でございますが、阪神・淡路大震災の教訓も踏まえて、地域防災計画の抜本的な見直しを各地方団体にお願ひしておるわけですが、その中に災害弱者対策も具体的に位置づけて、そして施策を講ずるようにならせて要請をしておるところでございます。

○松岡満壽男 終ります。

それで、地方公共団体の方におきましても、例えば在宅高齢者への通報システムの整備であるとか、それから民生委員の協力を得て災害弱者を把握しておくということなどの措置がとられております。

それから、外国人についての御指摘がございませうけれども、外国語によるパンフレットの作成とか、あるいは目で見てもわかるような避難誘導標識の整備というふうなことも進められておるという状況でございます。

そして、このような災害弱者対策については、やはり特に地域住民とかあるいは自主防災組織、ボランティア等との協力体制が重要だというふうな考へておられて、地方公共団体の中におきましては、高齢者や身体障害者など自力避難が困難な方々の避難を自主防災組織等が支援をするためのいろいろな取り組みが進んでおるわけで、私どもとしてもこのような地域住民とか自主防災組織との協力体制の整備がさらに進むようにこれからも努めてまいりたいというふうな考へておられます。

○松岡満壽男 終わります。

○岩瀬良三君 私からは成田財特に関連しまして、空港整備関係についてお尋ねしたいと思ひます。

空港公団総裁もおいでいただいておりますので、初めに総裁の方にお聞きしたいと思います。

空港問題につきましては、その経過が非常に長くなつておるわけですが、その間、シンポジウムとか円卓会議等を通じて、また皆さんに非常にお骨折りにいただいたわけでございます。最近ではまた空港公団の副総裁、運輸省の審議官等の皆さんが現地入りされて努力されておるというふうな状況でございます。先ほど魚住委員から今後の見通しはと、こういうお話がありましたので、私からもそれをお聞きしようと思つたんですが、もう少し一歩進めて、あと空港整備についての用地買収はどんな状況なのか、その点を公団総裁に。

○参考人(中村徹君) 現在残つております未買収地でございますが、空港全体の敷地が千六百五ヘクタールあるわけでございますが、その計画用地のうち六ヘクタールだけがまだ買えないでいる。敷地内に残つて住んでいらつた方は二戸でございます。それ以外に、敷地外に住んでおる敷地内に用地を持つていらつた方もおられます。そういう方を合せて六ヘクタールでございます。

○岩瀬良三君 あと敷地内は二戸ということでございます。二〇〇〇年度の滑走路完成に向けて最後の追い込みだと思つておるわけでございます。ぜひお願いしたいわけです。

その場合、今までのいろいろなお約束があるわけなんです。今後、この空港整備についての取り組みに当たつての基本姿勢、これもまた話し合ひでどう先ほど大臣から話があつて、話し合ひだけで可能性が非常に難しいかと思ひますけれども、その辺のところの姿勢をお尋ねしたいと思ひます。

○参考人(中村徹君) 先ほど大臣からお話もございましたように、基本的に話し合ひでということでございますが、これは地権者の方とお話し合ひということに尽きるわけではありますけれども、

も、そのような話し合ひを行う場合に、地域の方々の御支援といひますか、御理解を得ることが一番肝心だろうというふうな考へておられます。共生大綱というふうなものをつくつて共生策を推進するということを実施いたしておるわけでございます。

あわせて、そのような結果もございまして、地域の自治体とか議会の方々とかあるいは民間団体の方々が平行滑走路の完成に向けて努力し、我々の平行滑走路の完成に支援するということを決議していただいたりしてありますから、そういう地域の方々の声というものをバックにしながら御理解を得ていくように努力していきたい、このように思つております。

○岩瀬良三君 ぜひお願いしたいというふうな思ふわけでございます。

それから次に、羽田空港の点についてお伺ひしたいと存じますけれども、都知事選を控えて羽田空港の国際化の動きなども言われておるわけでございます。また平成九年三月、新C滑走路が完成して、いろいろ離発着時間の拡大なども図られたところでございます。

羽田空港のおおよその利用状況と今後の将来需要、将来需要の方を主にお答えいただければと思ひます。

○政府委員(若村敬君) 羽田空港におきまして平成十年の年間離発着回数でございますが、実績で約二十三万回でございます。このうち定期便の運航は、曜日とか繁忙期、また閑散期等で変動はございますが、現在、一日当たり三百二十往復の定期便が飛んでおる状況にございませう。

それから、将来でございませう、これにつきましては、平成八年度を初年度といたします第七次空港整備七カ年計画の中で需要予測を行つておられます。羽田空港の年間離発着回数の予測といたしまして平成十年の数字を予測しておりましたが、二十二万回と当時予測しておりました。先ほど申し上げたように実績は二十三万回でございますので、予想を上回つておるところでございます。

して、平成二十二年に約二十六万回になるとい  
予測をしておるところでございます。

○岩瀬良三君 それともう一つ、羽田空港につ  
ては航空機騒音が東京都の大田区の方であるよ  
うな、大田区だけではございせんけれども、  
も、そういうようなことが沖出しがなされた一  
でもあるわけでございますが、現在の飛行コース  
の騒音コンター、これがどうなっているのか。そ  
れからまた、今後より遠距離への飛行となった場  
合、そのコンターはどうなっていくのか、その辺  
のところを。

○政府委員(岩村敬君) 羽田空港の飛行コースに  
つきましては、居住地域に騒音の影響が及ばない  
ようにということ、できる限り陸域を避けて設  
定をいたしております。その結果、沖合展開事業  
が進みまして、今、先生御指摘の新C滑走路とい  
う沖出しの滑走路ができたわけでございますが、  
そういうこともございまして、住居地域におい  
ては環境基準で定めておりまするささ指数七十  
十、WECPNLという単位でございまして、う  
るささ指数で七十という基準を達成してござい  
るでございます。

それから、深夜・早朝時間帯、こういう環境基  
準もございまして、さらに千葉側側への影響等を  
考慮いたしまして特別な飛行経路の設定を行っ  
ておりました、例えば木更津については二十二時か  
ら二十三時にかけて到着機の通過高度を高く設定  
する、また二十三時以降については到着機のため  
の海上ルートを設定する。それから、浦安地区に  
ついては出発機が近隣上空を通過するわけでござ  
いまして、出発機のルートも十度海側に変更する、こ  
ういった配慮をいたしまして深夜・早朝帯の騒音  
の問題が生じないよう配慮をいたしておるところ  
でございます。

それから、先生第二点目の御指摘、遠距離飛行  
の飛行機が入った場合にどうなるかということ  
でございますが、一般論として申し上げれば、より  
遠距離を飛行する場合にはその飛行機の離着陸の  
重量が重くなりますので、騒音値は近距離の飛行

機を中心としている場合に比較いたしましたとき  
くなる、すなわちコンターは広がってくるという  
ことになるかというふうな考えております。

○岩瀬良三君 時間の関係で最後になるかと思  
いますが、騒音につきましては、いづれにしても、  
浦安関係とか木更津関係の方への影響、殊に早  
朝、深夜につきましては非常に憂慮されるという  
のが今の現状だろうと思ふんで、それをできるだ  
け解決しながら今やっていたらだいたいおるとい  
うのが状況だろうと思ふわけでございまして、でき  
るだけ騒音につきましてはさらに御配慮をいただ  
ければというふうな思ふわけでございまして。

最後ですけれども、大臣に、首都圏を中心とし  
た空港整備の基本姿勢、これはもう一部質問がな  
されておりますけれども、再度この基本姿勢につ  
きましてお考えをお聞きしまして、終わりにした  
いと思ひます。

○国務大臣(川崎二郎君) これはもう、成田は国  
際空港の拠点空港として、羽田は国内ということ  
で仕分けをして今日まで来ております。また、羽  
田自体の使用も、今、航空局長から御答弁のよう  
に、千葉側側に少し迷惑をかけながら活用させて  
もらってあるのが現実でありますので、今言われ  
ておるような議論が千葉側の理解をなしにでき  
るとは全く考えておりません。したがって、原則  
成田国際、そして羽田国内、そして将来需要がふ  
えてくるなら第三空港という問題も視野に入れな  
がら調査を進めてまいりたい、この基本は守って  
まいりたいと思っております。それを旨として、  
何としても二〇〇一年の三月三十一日、こういう  
ときを旨として平行滑走路、成田、懸命に進めて  
おりますので、岩瀬先生にもひとつどうぞよろし  
く御協力をお願い申し上げます。

○岩瀬良三君 ありがとうございます。  
○委員長(小山峰男君) 他に御発言もないよう  
ですから、質疑は結局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もな  
いようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、新東京国際空港周辺整備のための国の財  
政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法  
律案の採決を行います。

○委員長(小山峰男君) 全会一致と認めます。  
よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決  
すべきものと決定いたしました。

次に、消防施設強化促進法の一部を改正する法  
律案の採決を行います。

○委員長(小山峰男君) 御異議ないと認め、さよ  
う決定いたします。

午後一時まで休憩いたします。  
午後十一時三十二分休憩

午後一時開会  
○委員長(小山峰男君) ただいまから地方行政・  
警察委員会を再開いたします。

警察法の一部を改正する法律案を議題といたし  
ます。  
本案の趣旨説明は去る二十三日に聴取しており  
ますので、これより質疑に入ります。

強く思っております。ただいま着々と工事が進め  
られ、その威容を誇っており、埼玉に国の十省庁  
十七の行政機関とマッチした都市が誕生するもの  
と大いに期待をいたしているところでございま  
す。

○国務大臣(野田毅君) 東京への一極集中を是正  
して国土の均衡ある発展を図るということは極め  
て重要な課題でございまして、その一環として国  
の行政機関などの移転を推進していくということ  
は大変重要なことであると認識をいたしてござい  
ます。昭和六十三年にこの点について、国の行政機  
関等の移転に関する基本方針という閣議決定がな  
されたわけでございまして、警察においてもその  
方針ののっとって行政機関の移転の推進が図られ  
ておるわけでございまして。

既に本年二月、千葉県の柏市に科学警察研究所  
が移転を完了いたしましたところでございまして。引き  
続き、今御指摘の関東管区警察局、これが十二年  
二月に埼玉県大宮市に移転する予定になってお  
りますが、さらに残る移転対象の機関でございま  
す警察大学校、これも東京都の府中市に十三年の  
七月に移転する予定でございまして。

こういう形で、順次国の行政機関等の移転に関  
する方針、閣議決定ののっとって警察としての対  
応を進めておるといふ現状にあります。

○藤井俊男君 今、大臣から答弁がございまし  
て、まさに力強く思っておりますので、ひとつよ  
ろしくお願いしたいと思っております。

次に、関東管区警察局長七管区警察局長ある中で  
規模や体制も一番大きくなっております。

そこで、関東管区警察局長のみ保安部が設置され  
ているわけですが、その理由と役割についてお尋  
ねしたいと思ひます。

○政府委員(関口祐弘君) 管区警察局長は都道府県警察の警察活動が全体として整合性のある統一的な活動として系統的に行われることを確保するために警察庁の地方機関として置かれる組織でありまして、現在七局設置されております。

具体的に分掌事務といたしましては、複数の府県にまたがる広域犯罪の捜査、大規模な災害等の警備、高速道路における広域的な交通規制等の事務につきまして、府県警察を指揮監督することや、警察通信組織を直轄管理することなどをつかさどっております。

管区警察局長の内部組織でありますけれども、総務部、公安部及び情報通信部の三部がありまして、関東管区警察局長にありましてはさらに保安部が置かれ、他の管区警察局長の事務のうちで生活安全部門、刑事部門及び交通部門に係る事務を専門的に担当しているわけでありまして。

これは、関東管区警察局長は十の県を管轄しておりますが、他の管区警察局長に比べ業務量が多いことから、事務処理の効率化を図るため保安部が設置されているものであります。

○藤井俊男君 ところで、私は、この法案の中にも情報通信技術に關しまして所掌事務も追加をされておりますが、移転に際し通信機材等の整備、機材を整備、増強するのと同じかと思っております。その内容についてもお聞かせを賜りたいと思っております。

○政府委員(野田健君) 関東管区警察局長を大宮に移転するに際しまして、業務を推進する上で必要となる通信機材等を整備することとしております。

主な通信機材といたしましては、全国の警察情報通信ネットワークを構成するために必要な無線多重設備、マイクロー線等の設備であります。

また、管区警察局長の主要業務の一つに、大規模災害が発生した場合に警備の指揮等を行うという仕事がありますけれども、東京が被災して警察庁

庁舎が倒壊するなど、指揮機能が失われた場合には、関東管区警察局長のこのたび新設されました庁舎内の災害対策室を警察庁の警備本部の代替として運用できるようにということで、これに必要な通信機材を整備する予定であります。総額で十八億二千一百万円でございます。

○藤井俊男君 関東管区警察局長の關係については以上で質問を終わらせていただきます。

次に、最近の犯罪の現状と対応について質問してまいりたいと思っております。

最近の犯罪は広域化、スピード化していると言われております。銃を使った犯罪、覚せい剤、強盗事件も凶悪化しております。そこで、最近の犯罪の現状と対応についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(林則清君) 社会情勢の変化に伴いまして、御指摘のように犯罪が複雑化、多様化しておるのみならず、近年におきましては刑法犯の認知件数が大変増加しまして、昨年初めて二百万件を超えたという状況にございます。来日外国人でありますとか暴力団等の組織犯罪がますます深く根を張っておる、あるいはハイテク犯罪等の新たな犯罪が見られるというような現状にございます。

御指摘の犯罪の広域化、スピード化につきましても、オウム真理教による未曾有の大規模事件、あるいは広域暴力団による犯罪や、数都道府県にまたがり政行される組織窃盗事件等の発生が最近目立っております。また、例えば平成十年に検挙した刑法犯事件で、犯行現場から犯人が逃走したもののうち、自動車やオートバイなどを利用して逃走したというものは割合は五割以上に上るなど、まさに従来にも増して広域化、スピード化が進んでおるといえるのが現状でございます。

このため警察におきましては、従来から合同・共同捜査の積極的な推進や広域捜査隊の活用による都道府県相互の連携強化、この中には先ほどお話しがありました管区局も大きな役割を果たしておりますが、そういうことでありますとか、あるいは

はヘリコプターを初めとする警察機動力の効果的な活用、あるいは自動車ナンバー自動読み取りシステムの整備というような施策を進める一方、制度面におきましては、逐次警察法を改正しましてそういった法制面での措置も講じてきておるところであります。

今後ともこれらの施策を積極的に推進しますとともに、さらなる改善につきまして検討を進め、広域化、スピード化する犯罪への対応に万全を期してまいりたいと思っております。

○藤井俊男君 ただいま答弁の中にも出ておりましたけれども、犯罪が広域化、スピード化するに伴いまして、私は車での対応にはもう限界が来ていると思われまます。車の増大、道路の狭隘等を考えますと、今答弁にもありましたようにどうしても空からのヘリコプターの効果的活用が求められるものと思っております。

映画やアメリカの追跡関係とか逮捕の関係も報道されておりますけれども、今後のヘリコプターの具体的な活用については私は何も思いません。

○政府委員(林則清君) 御指摘のように、ヘリコプターはその特性といたしまして機動性、高速性、広視界性、こういったものを有しております。各種警察活動を効果的に推進する上でこれから御指摘のように大変重要なものになってくることを認識しております。したがって、犯罪捜査に際しましては、現に上空から密入国者の捜索や逃走する盗難車両の追跡を行い、地上と連携してこれを検挙するといった例もあつて、被疑者やあるいは逃走車両の捜索、追跡等にヘリコプターを活用して効果を上げておる例も相当あるわけでありまして。

御指摘のように今後ともヘリコプターのさらなる効果的な活用を努めて、迅速、的確に犯罪に対処してまいりたい、そのように存じます。

○藤井俊男君 ヘリコプターの活用につきまして御答弁がございましたけれども、私の居住している埼玉県はヘリコプターが二台ございまして、四十七都道府県でヘリコプターの状況はしからばどう

いうふうになっているのか、そして今何機ぐらい警察庁としてはヘリコプターを所有しているのか、ちょっとわかりませんか。

○政府委員(野田健君) 警察のヘリコプターは四十七都道府県全部に配置しております。総数で七十機であります。

○藤井俊男君 ところで七十機の中で、活用の状況は今ございましたけれども、模範的な活用状況はどうですか。ちょっとお知らせください。

○政府委員(野田健君) 複数所有している都道府県警察にありましては、常時空から監視する等いたしました。例えば交通が渋滞している、その原因は上から見ますと例えば交通事故であるとかあるいは自然渋滞とかそういう状況もわかりますので、もし事故であればすぐに警察官を派遣させるというような、そういう意味での警ら活動から始まりまして、交通、警備、刑事、各般にわたっております。中には人命救助ということで大活躍をしているという事例も多く報告されているところであります。

○藤井俊男君 ヘリコプターの活躍、活用が非常に効果的になされているということでございますので、ぜひこれらの充実化に向けて今後ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、暴走族問題について伺いたいと思っております。

最近、暴走族が急増しておると言われております。私の住んでおる埼玉県でも暴走行為の苦情が数多く寄せられております。交通秩序を無視し、住宅街での暴走行為は危険と迷惑を及ぼしております。特に初日の出暴走など、暴走族の現状と対策について伺いたいと思っております。

特徴的傾向としましては、かつてのような五十台百台といった大集団による暴走行為は、先ほど委員が挙げられましたような初日の暴走のような特殊な場合を除きましては基本的には減少いたしました。むしろ少人数のグループよっての爆音暴走というものは増加しております。ある意味でそれだけ拡散してあるということにも活動形態としてはなるうかと思えます。また、暴走族は、グループ間の対立抗争事件あるいは脱会者に対するリンチ事件、一般市民に対する暴力事件、さらに警察官に対する公務執行妨害事件等、一段と凶悪化、粗暴化の傾向がございます。

こうしたことから、警察としましては、交通、少年、さらに暴力団対策、地域部門等、各部門の総合的体制をとりまして暴走族の実態を把握して効果的な指導、補導、さらには検挙、解体を促進するということ、そして暴走族を許さない社会環境づくりを促進するということを重点として今取り組んでいるところでございます。

暴走族に対しては、昨年も前年比で六・三％増の十万七千七百三十四人を検挙しております。このうち前年比で一〇・二％増の六千二百七十七人を逮捕しております。これは凶悪化、粗暴化ということの反映でもあるわけでございます。

こうした取り締まりの徹底とともに、これとあわせて、その根源的な解決を図るための対策といたしましては、青少年の健全育成に関する機関であるとか、あるいは団体、さらに家庭、学校、地域社会と緊密に連絡をとりまして総合的な対策を推進しているところでございます。

○藤井俊男君 少年等が大半の中で、社会環境づくりにぜひ御尽力いただき、暴走族一千グループということでございますので、これらについての対応もひとつよろしくお願いしたいと思います。時間があと一分ぐらいありますので、最後にコンピュータ技術、電子通信技術を悪用した犯罪、インターネットを使った犯罪が問題になって

おりますが、その検挙と対策についてお伺いして、私の質問を終わりたいと思っております。

○政府委員(野田健君) 最近コンピュータ技術あるいは電気通信技術を悪用した、いわゆるハイテク犯罪と申しておりますが、この検挙件数が年々増加しております。平成九年の検挙件数は二百六十二件でありましたが、昨年は四百五十五件という状況で、平成五年が三十二件でありましたから約十三倍にも伸びているということで、大変憂慮すべき状況と考えております。

こうした深刻化するハイテク犯罪に対処するための総合的な施策として、警察庁では、体制の整備などを内容とするハイテク犯罪対策重点推進プログラムというものを昨年六月に制定、公表したところでありまして、今後いわゆるサイバーポリースとも言うべき体制の創設を目標として掲げているという状況でございます。

このプログラムに基づきまして、警察庁に都道府県警察の行うハイテク犯罪捜査を技術的に支援するナショナルセンターを設置する、そして主要都道府県警察にはハッカー対策班、サイバーテロ対策班を配置してハイテク犯罪専従捜査体制を確立したいと考えておりまして、そのために必要な警察法の改正を今回お願いしているという状況でございます。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございます。きょうも午前中の質疑で、不審船というので対応についての質疑がなされましたけれども、あれは海の上という水の上でございます。当然、工作船であるとかあるいは麻薬云々とか、そういうふうになってくるとおかの上がやっぱり大事になってくるだろうというふうには私は思っております。

この不審船に対する警察の対応はいかがなものであったのかということ、またマスコミ等によりますと、実はあれは陽動作戦やったんだ、青森であるとか茨城であるとか千葉の方にも既に工作員を上陸させたよみたいな報道もござい

が、その辺に関連して、警察の対応につきまして御答弁をいただきたいと思っております。

○政府委員(金重凱之君) 今回の不審船事件についてのお尋ねでありますけれども、警察としましては、従来から北朝鮮の工作員による不法出入国事案や集団密航事案等が発生しているというふうで、治安上これを大変重大な問題であるというふうで認識しております。各種の対策を実施して

おるところでございます。それで、本件事案につきましては、三月二十三日の午後に関内官房の方から警察庁への通報がございまして、これを踏まえまして、関係県警察に対して関連情報の収集あるいは沿岸部の点検、さらには沿岸地域におけるパトロール等、沿岸警戒活動の強化を指示したところであります。それからまた、三月二十四日、翌日でありますけれども、この日には全国警察に対して関連情報の収集強化、沿岸警備活動の強化、関連重要防護対象の警戒強化等を改めて指示しております。

それから、もう一つお尋ねのございました陽動作戦ではなかったのかということでございますけれども、そういう報道がございましたことは私も承知しておりますけれども、現在のところ警察においてそのような情報には接していないというところでございます。今申し上げましたように、集団密航事案等が多発しているという現下の情勢を踏まえまして、全国の関係県において沿岸警戒を強化しております。

○魚住裕一郎君 このちょうど追っかけているところ、警察庁では全国警備部長会議というのをやっ

たんですか。そのときに、新潟であるとか富山とか、そういう警備部長もわざわざこちらまで呼んでいるわけですか。

いたしております。関係県の警備部長も出席いたしております。

○魚住裕一郎君 じゃ、日本海側でそれが現場の指揮をとるんですか。

○政府委員(金重凱之君) これは会議は警備部長だけが来ておるわけでありまして、警察活動というものは警備部長一人でもやるわけではなくて、その下に関係課長等も警備部の中にもおりますし、それから本部長もおるわけでありまして、そういう面でも警戒の遺漏なきを期しておったというふうで承知しております。

○魚住裕一郎君 ただ、そうは言っても、現実には追っかけている最中に当該県の警備部長までわざわざ東京に呼んで、朝鮮半島云々、不透明だ、しっかり対処するようにと訓示を垂れても、何か間が抜けたような気がするわけで、ちょっと質問をさせていただきます。

今お話しの中で密航船云々というお話もございましたけれども、最近、この密航のルートも韓国船を使ったような形もあるようでございます。韓国の海上警察等との連絡もあるようでございますけれども、午前中、不審船に対応して海上自衛隊と海上保安庁との共同マニュアル云々ということもございましたけれども、こういう密航船あるいは不審船等に対応する形での海上保安庁と警察との協議という共同マニュアルというか、その点はいかがなっているんでしょうか。

○政府委員(楠木行雄君) 先生おっしゃいますように、韓国漁船を利用した密航がふえている、これが実態でございます。運んでくる人は中国人がほとんどなんですけれども、韓国船を使ったもの、この三月二十九日現在、昨年同期で比較しますと既に九十八名、昨年八十四名でしたのもうかなりふえておる、こういう状況でございます。しかも、なかなか手口が悪質、巧妙化しているというふうなことでございまして、私どもの方も、まず海上保安庁自体では情報収集体制の強化と、韓国等を出航して本邦に寄港する船舶への立入検査の徹底とか、あるいは犯罪のおそれのある

真犯海域における警戒の強化とか、情報入手時に  
おける巡視船艇、航空機の集中的な投入による監  
視取り締まり等を行っておるわけでございます。  
また、今お話にも出ましたような、韓国の海洋警  
察庁を初めとする中国、韓国の取り締まり当局と  
の国際的な連携も行っておるわけでございませ  
が、やはりこういったものは情報が必要でございま  
すので、警察との間で情報交換を緊密に行って  
おります。

例えば、今月二十四日に広島県の福山港で発生  
いたしましたカンボジア船籍の貨物船による中国  
人二十二名の集団密航事件において、事件捜査を  
お互い分担して合同捜査を行うとか、こういうこ  
ともやりましたし、連携協力して不法入国の取り  
締まりに取り組んでおるところでございませう。  
今後とも水際での摘発に万全を期してまいりたい  
と思っております。

○魚住裕一郎君 次に、ちょっと新聞に載ってい  
たのですが、交通事故の関係で、これは香川県警  
ですか、自賠責の利用について、最初は物損で取  
り扱っていた交通事故につきまして、医者の診断  
書一枚で人身事故に変わる、それで自賠責保険が  
払われる。しかも、統計上はそのま物損で扱っ  
ているというふうな、「抜け道」というような表現  
が新聞には書かれておりましたけれども、これは  
非常に不公平感も与えますし、またそれを悪用す  
る業者というか保険代理店もおるようございま  
す。

事司法にかかわることございまして、余りに  
もばらばらな対応というか、それはいかがなもの  
かというふうに思いますが、この点については、是  
正措置等を含めてどのようにお考えなのか、御答  
弁をお願いいたします。

○政府委員(玉造敏夫君) 当初、物損事故として  
受理いたしました事案につきまして、後日、けが  
の届け出があった場合に、これを人身事故に切り  
かえるか否かにつきましては、当該事故とけがの  
間に因果関係が認められるかどうかということに  
係るわけでございます。これは、それぞれの事故

ごとに個別具体的に判断されるべきことになるわ  
けでございます。したがって、統一的な切り  
かえの基準とかそういうものはございませぬ。

しかしながら、当然のことながら警察といたし  
ましては、通常、当事者の申し出であるとかその  
内容、さらに診断書提出までの日数であるとか事  
故の形態であるとか車両の損害程度等の諸点を総  
合的に検討して、これは人身事故に当たるのか、  
それとも物損なのか、要するに因果関係が出てく  
るのか出てこないのかということ判断している  
ところでございませうが、香川県警察におきまし  
ては、こうした当初物件事故として受理いたしまし  
たものを、後日けがの届け出があった場合だけで  
の程度が軽かったような場合には、これらの諸点  
について検討不十分のままに人身事故として交通  
事故証明が発行されるように安易に取り扱って  
おったということございませう。昨年十月に損  
保協会からの指摘等がございました。それを踏ま  
えまして、現在では、物件事故として届け出があ  
り後日けがの届け出があった事故の対応につきま  
しては厳正に対処しておるところでございませう。

警察庁といたしましては、昨今の交通事故捜査  
に関するさまざまな御指摘等も真摯に踏まえまし  
て、一層の適正捜査の推進について全国を指導し  
ているところでございませう。さらにその徹底を期  
してまいり所存でございませう。

○魚住裕一郎君 警察の取り扱いというものは不  
公平感を与えたらだめだと思ふんですね。自分が  
駐車違反になって何で隣の者が駐車違反にならな  
いんだというふうなことも含めて非常にわかりや  
すい不公平感が出てしまふわけでありまして、せ  
ひその辺はきちっと是正をしていただきたいとい  
うふうに思います。そういうことなくして、やれ  
シートベルトやれとかチャイルドシートやれとか  
いうのはちょっといかがなものかと私は考えてお  
ります。

次に、今回の改正案につきましてちょっとお尋  
ねをしたいわけございませうが、先ほど、ハイテ  
ク犯罪についてのナショナルセンターを設けると

いうようなことだと思ひますが、人材が非常に大  
事になるかというふうな思っております。

ただ、ネット技術者というか、これは非常に実  
社会においても引く手あまたでございまして、F  
BIのアメリカ連邦捜査局の国家インフラ防護セ  
ンターにおいても、いわゆる専門知識を身につけ  
させると民間企業に高給で引き抜かれてしまふ、  
そういう事案もあるようございませう。また逆  
に、元ハッカーがハッカー防護措置を講ずる会社  
をつくることとか、技術を持っていていりんな  
立場になり得る。逆に、警察官も技術を持てば退  
職した後にいんな活動ができるというふうな思  
うわけでありまして、この人材確保、それから人事  
管理といひますか、高度な技術を持っているわけ  
ですから、その点どのように対処しようとする  
のか、御答弁をお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(野田毅君) 御指摘のとおり、ハイテ  
ク犯罪対策を進める上で高度な情報通信技術に対  
応できる優秀な人材、それから日々高度化する技  
術革新に対応した装備資機材を確保するというこ  
とが極めて重要であると考えておるわけでありま  
す。

そこで、ナショナルセンターでは二十名で発足  
する予定でございませう。庁内の情報通信技術者の  
中に既にハイテク犯罪に精通している人材がおり  
ます。したがって、そういう人材を配置すると報  
告を受けております。今後、業務の展開に応じ必  
要な拡充を図ってまいりたいと思ひます。

また、都道府県警察にありましては民間からの  
中途採用を行ひまして、ハイテク犯罪捜査官とし  
て配置しておるところであります。

なお、装備の資機材につきましては、技術革新  
が急速に進展しております分野でありますので、  
今後必要に應じ的確にその整備充実を図って対応  
してまいりたいと思ひます。

○魚住裕一郎君 もう時間がございませぬのでこ  
れで終わりにいたしますけれども、装備、機材も  
本場に常に新しくいいものにしていかなくちゃい  
けないと思ひますけれども、また一方で、ハイテク  
企業とはいひながら水増し請求をやるようなこと  
もあるようございまして、その点十分に御留  
意をさせていただきたいと申し上げて、質問を終  
ります。

○八田ひろ子君 日本共産党の八田ひろ子でござ  
います。

警察の機構にかかわって、女性警察官の採用と  
研修について伺いたしと存じます。また、とりわ  
け性暴力被害者に対応するに当たっては女性警官  
の配置が求められていますが、各警察署や交番、  
また指導員の配置というのがあるようですが、そ  
の実態をお示しください。

○政府委員(林則清君) 性犯罪被害者対策を推進  
していく上で、被害者からの事情聴取等、各種の  
捜査活動で女性警察官を充てるということには御指  
摘のように極めて有効であるというふうな考え  
ております。そういった考え方に基きまして、各  
都道府県警察本部の性犯罪捜査指導係という専門  
の係を設けておりますが、この係の中に平成十年  
十二月末現在で女性の警察官が百二十名配置され  
ております。ほか、全国で総数二千三百名の女性警  
察官が性犯罪捜査員として指定されておるところ  
であります。

○八田ひろ子君 今お示しいただいた全国に二千  
三百名、指導員と言われる方が百二十名で、これ  
は実際には警察官だけでは足りなくて職員の方も  
それに当たっている方もあるというのをちょっと  
聞いたことがあるんですが、全国で警察署の数は  
一千二百六十四ですか、交番でいきますともっと  
多くなりますね。こういうふうな全国の警察全部  
均等に女性を配置するというわけには、無論大き  
いところ小さいところあるわけですが、圧倒的に  
まだ少ないというふうな思ふんですけれども、今  
後どういふふうな充実の計画とか、あるいは女性  
一〇番とか性犯罪に向けてのいんな窓口をお

つくりになるんですけども、そういうところの充実なんかはどういうふうに計画されているんでしょうか。

○政府委員 野田健吉 昨年の四月の採用で見ますと、都道府県警察において警察官約三千八百名を新たに採用したところでありますが、そのうち約四百人、約一％が女性警察官でありました。この採用時点では約一％ですけれども、同じく昨年の四月一日現在、全国の都道府県警察においては約八千八百人の女性の警察官が勤務している。この比率は全警察官の約三・五％ということでありまして、ですから、今採用している方が女性の比率が高いということになります。

実は、数年前には女性の警察官が一人もいないという県の警察もございました。特に、女性被害の犯罪等の捜査に当たる場合には女性の警察官の事情聴取を受けたという希望が非常に多いという実態もございます。中には自分は男性の警察官に被害を言いたいという方もありますが、総じて女性にお願いしたいという方が多いので、今後さらに、そういったことを考えますと女性警察官をどこかの県でもそういった捜査に当たれるようにしておかなければならないということで、今は一割ぐらいですけれども、将来は恐らく全体として二割から三割採用するという時代が来るのではないかなという予測をいたしております。

といいますのは、警察の仕事というのは最後は犯人と格闘するという場面がありますので相当な体力を必要とする。ですから、男性でないと思いたえられないなという場面が多いとは思いますが、一方で、女性にやっていただいた方がいい仕事、あるいは女性でも男性と全く同じように能力を発揮できる分野等々もたくさんありますので、女性もこれからどんどん活躍してもらっていいのではないかとというふうに考えております。

○八田ひろ子君 今話題になっておりますハイテク分野とか女性が活躍できる分野は非常に多いと思いますし、私は警察白書を見させていただきました

たら、そこに性犯罪担当の女性の方の手記が大きく載っていました、非常に歓迎をされているとか、ちょっととした心遣いが被害者に非常に大きな生きる勇気を与えるというのを見たものですから、そういう意味でも、今全体の二、三割というふうにおっしゃったんですけれども、内容の充実というのを今後ともお願いしたいというふうに思います。

次に、交通事故の減少、防止の施策について伺います。交通安全対策はいろいろ種類がありますが、考えられていますけれども、資料をいただきますと、交通事故発生件数から見ますと、交差点での事故というのが一番多く、また死亡の被害者というのの年齢層でいいますと六十五歳以上が圧倒的に多いわけです。また、子供の交通事故も心配されます。

そこで、交通安全対策として事故防止のための信号機の設置状況について伺いますが、押しボタンス式の信号機などの設置状況と、それから整備のための長期計画がどうなっているのか、お示しく下さい。

○政府委員(玉造敏夫君) 信号機の設置状況でございますが、まず平成九年度末の全国の信号機のトータルな数でございますが、十六万五千八百八十三基でございます。

計画をいたしましたしましては、七カ年計画、これが平成八年から十四年度に関するものでございますが、信号機の新設計画としましては二万七百七十五基でございます。基本的にこれは各都道府県の単独事業として行われますが、沖縄県につきましては補助事業というふうになっております。

○八田ひろ子君 地方単独事業ということで、計画があれば五年間が中身は変わらなくて七カ年になったという中身なんです。どうしてそれを伺ったかという、私ここに手紙をいただいたもので、愛知県は残念なことに交通死者が非常に多いという県なんですけれども、昨年十一月二十五日

の昼間、この方の住んでいる市営住宅の横の横断歩道で七十二歳の女性が乗用車にはねられて亡くなったという痛ましい事故があったことにかかわるんですけれども、お手紙の中で、

この事故の事がとても気になったのでお手紙します。実は、私の主人も交通事故により大切な命を失ってしまいました。そして残された幼い子供三人もいます。三号楼が出来たら、これは新しい市営住宅を今建てているそうです

が、特に又、人が多くなります。これ以上命が失われてしまいう前に信号だけはどうかお願いしたいものです。子供は社会の宝です。どうか、真剣に、警察の方にも呼びかけて、実現させて下さい。お願いします。

この道路というのは、国道に抜けるための通過道路としても最近利用が多い市道、岡崎駅一平戸橋線というところで、道路を挟んで市営住宅と老人福祉センターが両側にあるというところで横断歩道の線だけ引いてあるという、いろんなところでそういうところがあると思いますが、こういうような事故も多く、死亡事故もあるようなところにもなかなか信号機がつかないというのをどういうふうにお考えなのか、伺いたいと思うんです。

○政府委員(玉造敏夫君) 信号機の設置が事故防止上有効であることは委員御指摘のとおりでございます。各都道府県警察におきまして、それぞれの現場の道路交通の状況あるいは事故状況等を勘案しながら、設置計画の策定、推進に努めておるところでございますけれども、予算上の制約ということもございます。緊急性の高いものから設置をしておる、その結果として、まだつかないという個々の地域の住民の方々の御不満があるということとは重々承知しております。何分にも予算上の制約の範囲内でやっておるということでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

○八田ひろ子君 先ほどお示しいただいたこの七

カ年計画、交通事故死を一人以下にしようという目標があって、次は九千人を切るという目標でおやりになっているというふうに思うんです。

この信号機の問題で私、この愛知県の部分を調べてみたんですけども、愛知県の中でも二十年ぐらいの資料を取り寄せてみますと、この岡崎市、またお隣の豊田市というのがワーストワン、ワーストツーを行ったり来たりしているわけですね。平成十年度、岡崎管内では十七カ所の信号機の予算しかなかったようでもここにできなかったということですが、これ豊田と比較をしますと、平成八年度、岡崎市では二十四名の死者が出て、隣の豊田市では二十一名の死者が出たんです。そうしますと、平成九年度の信号機の設置数は、岡崎が十九基で豊田が十七基。平成九年度になりますと、今度は豊田市が死者二十七人で県下トップになりますと、次の年には岡崎市の信号機設置数が十七基で豊田市が二十基となっている。だから、地方自治体、県としては非常に苦肉の策というんですか、多いところには一生懸命、ほかのところを減らしてでもつけるということをやっているわけですね。

結局、私が思いますのは、国全体の信号機設置の目標というのが低いということがあって、その範囲内ということになるとこういうふうになるんじゃないかと思うんですけれども、切実に求められているところになかなかつかない。私自身県議会におりましたときでも、この信号機と死者の数というのは長いスパンで見ますと本当に相関関係があるんですよ。

だから、そういう意味で国家公安委員長に伺いたいんですが、この計画、五年間でつくる部分を中身を変えなくて七年にしたらだけという計画について、見直すべきだというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(野田毅君) 総論的に申し上げますと、信号機の設置そのものは、各都道府県警察において管轄下の交通の実態あるいは地域住民から

の要望、そういったものを踏まえて計画的に、緊急度、必要性の高いものから順次設置をしていくということが基本だと考えておられます。今後とも、必要な信号機の設置というための具体的な措置を各都道府県警にもこれは督促をして指導してまいりたいというふうに考えております。

ただ、今の五年計画を七年に延ばすというようなことを、それは愛知県ではそういう話になっていったのでしょうか。財政法の話ですか。ちょっと政府委員の方からその辺は説明をさせていただきますが……

○八田ひろ子君 いや、さっき説明されたものですから、公安委員長の御意見を伺いたいということとです。

○国務大臣(野田毅君) 私は、これは余りそういうような財政構造改革というものは……

○八田ひろ子君 法でなくて、あれなんです。警察というものは、交通事故の現場検証もされていらつしやるわけですね、各警察署で。信号機があれば防げたかもしれないという事故も現場現場でよく御存じですし、そういうのを積み上げるとどれぐらいの数字になるかというのも実際はあると思っただけです。

しかし、全体の計画、そういうものが私は少な過ぎる、さっきお答えがあった七年度で二万機という計画ですね、これで九千を切ろうというので今やつていらつしやるわけなんですけれども、やはり信号機をつけてほしいという住民の声に耳を傾けると同時に、そういう積み上げの、本当に緊急に必要なものからつけるというのは無論当然です。さっきお示したように、各警察署や各県は努力をしているんですけども、やっぱりそういうものになる計画というのを抜本的に見直し信号機の数をもっとふやすべきではないか、こういうことを私は伺っているわけなんです。そういう姿勢ですね、交通事故死を減らすためのこういう計画も本当に抜本的に見直す立場で取り組んでいただきたかということも私は質問しているんですが、答弁書がうまくかみ合っておりません。

○国務大臣(野田毅君) 御質問の趣旨はよくわかりました。この種の問題は、そういうことは必ずしも適切な発想法ではないと私は思います。したがって、必要なものはできるだけ早期にやるという基本スタンスの中で処理をしていくべきものであるというふうに思います。

○照屋寛徳君 社会民主党の照屋寛徳でございます。ハイテク犯罪の件について何点か質問をさせていただきます。

ハイテク犯罪という従来の刑法典あるいは刑法の構成要件の中で論じられなかった新しい犯罪が起ってきたわけでありますが、いわゆるこのハイテク犯罪の認知件数と検挙件数、その関係をまずお教えいただきたいと思っております。といいますのは、従来の財産犯、窃盗事件や強盗事件と違って、ハイテク犯罪の場合には認知件数が即同程度に検挙されるのかな、あるいは要するに認知された段階で犯人への結びつきというものが従来の財産犯と違って高い確率で押さえることができるのかな、こう思ったものですから、その点をお教えいただけますか。

○政府委員(野田毅君) いわゆるハイテク犯罪と言われているものの平成十年における認知件数は四百九十九件、検挙件数は四百五十五件であります。平成九年を見ますと、認知件数が二百六十三件で、検挙件数が二百六十二件という状況にありまして、他の犯罪と比べますと認知件数と検挙件数の数値が極めて近いという特徴がございます。これは、認知できたものは検挙できるけれども、認知できないで行われている段階ではなかなか検挙はできないということではなからうかというふうに思っております。

また、この検挙件数そのものが、平成十年は平成五年に比べると十三倍という状況にありまして、これらのハイテク犯罪に的確に対応していくということが急務であると考えております。

○照屋寛徳君 次に、ハイテク犯罪の態様というか俗に言う手口というんでしょうか、警察の立場でもよくいろいろな犯罪行為の手口の研究というのが積み重ねられておまして、手口の研究がある面でもまた防犯にも役立つというんでしょうか、そういうことになるだろうと思っております。それで、ハイテク犯罪というのは被害者も、また加害者というんでしょうか犯人を行う者もいわゆるハイテク機器をそれぞれ利用している立場だろうと思っております。このハイテク犯罪の態様、手口の特徴的なものがあればお教えいただきたいと思っております。

○政府委員(野田毅君) いわゆるハイテク犯罪の手口のなものといたしましては、例えば、事務処理に使用される電子計算機に虚偽の情報あるいは不正な指令を与えて、財産権の得喪に係る電磁的記録を作成する電子計算機使用詐欺というようなコンピュータ、電磁的記録を対象とする犯罪であるとか、あるいはインターネットを利用して覚せい剤等の禁制品を販売したり、あるいははいせつ画像を送信したりするといったネットワーク利用犯罪というようなものが典型的な事例かと思っております。

これらハイテク犯罪は、他の従来型の犯罪と比べますと証拠として残る可能性のある指紋であるとか足跡というようなものが犯行の痕跡としては残りにくいという特徴があります。また、対面で行われる犯罪ですと相手方がだれのだれべえということが確認できるということでありまして、ID、パスワード等の電子データによって確認をするということになりますので、匿名性が高い、あるいは全くの他人に成り済ますというようなことも容易にできるという特徴がございます。また、被害がネットワークを通じて広範囲、多数に及ぶ、あるいは国境をも容易に越えられるというようなどころが特徴として挙げられるというふうな考えをしております。

○照屋寛徳君 なるほど従来型の犯罪、特に例えば詐欺罪なんかでもこれはだますやつとだまされる人、一種の対面犯罪みたいなところがありますけれども、それが同じ詐欺的な行為であっても、ハイテク犯罪の場合にはやっぱり違うということはおわかりました。

そういうところが一種のネットワーク型の犯罪であるということ、せんだって伺いましたけれども、例えば中学生が犯罪行為に及ぶ。普通、中学生だっただけで、対面犯罪的なものであれば詐欺罪みたいなにだまされるようなことはないんでしょうけれども、そういうハイテク犯罪特有の手口、態様あるいは動機などを今説明いただいたわけでありまして、それに対応する捜査体制の側、捜査する人たちもハイテクに精通をしておらなきゃならぬし、捜査する場合にもまたハイテクの機器を備えておらぬといけませんと思っております。そういう捜査体制の整備状況はどうなっておりますでしょうか。

○政府委員(野田毅君) 今申しましたように、ハイテク犯罪に緊急に対応していかなくちゃならないと考えているわけですが、そのために高度な技術力を備えたサイバーポリスともいべき体制を整備していかなければならないというふうな考えをしております。

そこで、警察庁に都道府県警察が行うハイテク犯罪捜査を技術的に支援するナショナルセンターを設置したい、そして主要都道府県警察にハッカー対策班あるいはサイバーテロ対策班を設置して、ハイテク犯罪専任捜査体制を確立したいと考えているところでございます。

をする上で常に人権への配慮を行ってあるだろうと私は思いますが、特に、ハイテク犯罪という従来の刑法典が予想しなかった犯罪であり構成要件でありますから、私はまたそれなりに捜査をする上で人権への配慮がなされるべきだと思いが、そこら辺を長官に御所見をお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(関口祐弘君) 警察の任務は個人の権利と自由の保護をすることでありまして、その活動は、「日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」ということが警察法の第二条で明記されているところでございます。また、警察活動におきましては、個人の基本的な人権を尊重し、個人の自由及び権利を不当に侵害することのないように注意しなければならぬということとされております。

御指摘のハイテク犯罪の捜査につきまして、こうした規定の趣旨を十分に踏まえまして、いやしくも個人の権利を不当に侵害することのないよう適正な捜査を行ひまして国民の信頼と期待にこたえてまいりたい、かように考えているところでございます。

○照屋寛徳君 終わります。

○高橋令則君 今回の、情報通信に関する組織の整備の法律だと思つておりますが、これに関連して質問をいたしたいと思ひます。

問題になつておりました不審船の問題、報道では、不審船の任務として、工作員の浸透作戦、ハイテク機器の運搬、それから海上の例えば覚せい剤等の取引というような可能性を言っているわけでありませぬ。この真偽のほどはわかりませぬ。

しかし、政府が既に公表している日本人の拉致問題とかいろいろな今出ている情報のあれでは、日本海だけではなく太平洋にまたがる大変なところでこういう情報としては出ているわけですが、まずこの過程においては、当然不審船と、あるいは北朝鮮かどこかはわかりませぬけれども、こういったところを交信する情報通信、それがあつた

んではないかというふうに思ふんですね。

したがって、警察としてそのような情報能力といたうんですか、この実態、まずはこういうふうな不審船問題にかかわるどういふふうな実態があるのかないのか、あるとすればどのぐらいなのか。不審船は例えば海上保安庁では十八隻あるといふふうな言っているわけですね、かつて。そういうふうなことからして、そのような状況についてはいかがですか。

○政府委員(金重凱之君) 警察におきましては、従来からこの集団密航事件の多発とかあるいは緊迫する半島情勢等、現下の情勢を踏まえまして、累次沿岸警備の強化を図つてきておるところでございます。

今回のこの不審船事案に対しまして、内閣官房の方からの通報を受けまして、全国警察に対して関連情報の収集強化とかあるいは沿岸警備活動の強化、さらには関連重要防護対象の警戒強化等を改めて指示するなど、所要の措置をとつたところでございます。

それで、警察におきましては、こういう沿岸警戒警備の万全を期するというところのために種々の情報収集に平素から努めておるところでございます。すけれども、個々の内容につきまして明らかにすることは差し控えさせていただきたいというふうに思ふ次第でございます。

○高橋令則君 個別の問題を私は質問していませんので、全体的な例えれば件数とか何かについて、それも難しいというのちよつとあれなんですけれども、それはそれとして、じゃ今度は質問しますけれども、この種の問題についての、無線になるのかどうかかわりませぬが、そういうことを含めたこういう問題に対する警察の情報能力というんですか、これは十分整備されておりますか。

○政府委員(金重凱之君) 警察の情報収集能力についてのお尋ねでございますけれども、警察におきましては、公共の安全と秩序の維持という法令の定めるところの警察の責務を果たすために、法令の定める所掌事務の範囲内で種々の情報の収

集、分析、整理等を行つておるといふことでございませぬけれども、その具体的な内容等については事柄の性格上明らかにできないということをお断りいたします。御理解賜りたいというふうに思つております。

○高橋令則君 国民が安心できるように、そうしていただけませんかね。個別の問題になるとそういう話ですけれども、得ないことではありますので、適切にやっていたらいいというふうに思ひます。

最後ですけれども、午前の質問でも私は海上自衛隊とそれから海上保安庁の連携の問題を取り上げました。同じように、警察と海保、それから海自との連携、これのマニュアル的な整備が必要ではないかなと私は思ふんですけれども、まず最初に、この問題については長官の認識と考え方をお聞きしたいと思います。

○政府委員(関口祐弘君) このたびの不審船問題というところを含めましての沿岸警備という問題になりますと、私も警察とまたその他の関係の機関というものが緊密な連携を保つていかなければならないということ、現在もその作業を進めておられますけれども、さらに今後ともその方向を強めてまいりたいと、かように考えているところでございます。

○高橋令則君 最後に、大臣にちよつとお尋ねしたいんです。

私は、こういう連携が非常に不十分ではないかと前から思つておるわけです。大体、役所の縦割りというものはこれはもうお互いにかかっているわけでありまして、しかし国民の生命とかこういう極めて重要な問題については、このすき間をきちんとかやっぱり詰めていかなければならない。詰めるためには、私は、マニュアルとかシステムというところがやっぱり大事だと思ひますので、これを督励していただきたいと思いますし、いわゆる組織というふうな問題とそれから運用の問題と、その中にはもう一つは法制的な問題もあると思ふんです。ですから、国家公安委員長を超えた國務大臣として、この不審船問題を含んで高い次元で大臣

臣にお考えをお尋ねしたいというふうに思ひます。終わります。

○國務大臣(野田毅君) 今御指摘ございましたように、今回不審船の問題がクローズアップされて非常にこの点について注目されておるわけですが、あの不審船という問題のみならず、言うならば日本の領空、領海というこの警備をどうするかという問題、これは国内の通常の警察活動の延長だけで考え切れない部分もあるのではないかと。

そういう中で、今御指摘がありましたような組織、運用、法制、これをどうするかという、必要な見直しをするべきは当然のことだと思ひます。また、特に装備力を強化するというだけで本当に対応が可能なかどうか、そういったことも踏まえて考えなければならぬ。

特に、私は漁業法を適用して海上保安庁で対応せざるを得なかつたという、本当にそれでいいんだらうか。私は、そもそも我が国の領域警備というところを、漁業法を云々ということは一休いかなことなのかという思ひもございませぬ。そういう点で、独立国家として、やはりそういうあり方についてもう一遍きちんとした見直しをすべきときに来ておるといふふうに私は思つております。

なお、念のために申し上げれば、あくまでこれは警察活動を前提とする世界でありますから、そのことと直ちに、何でもかんでも自衛隊という話とはまた違った次元の中できちつとした仕分けをして議論をしていただきたいと思いますことだ、このように思つております。

○松岡満壽男君 過日、二〇〇〇年問題につきまして本委員会が質疑をさせていただいたんでありますが、警察問題につきましてはいたしておりました。この機会に質問させていただきますと思ふんですが、交通規制対策について、この問題についてどのように対応を考えておられるのか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(玉造敏夫君) 警察におきましては、昨年九月の高度情報通信社会推進本部において決



定されましたコンピュータ西暦二〇〇〇年問題に  
関する行動計画を受けまして、庁内に対策委員会  
を設置するなど、行動計画に沿った対策を実施し  
ているところでございます。都道府県警察に対  
しても、行動計画に準じた措置をとるよう指示  
しているところでございます。

〔委員長退席、理事山下八洲夫君着席〕

信号機等の交通管制システムにつきましては、  
二〇〇〇年においてコンピュータシステムの停  
止あるいは誤作動などが起きることがないように  
現在各都道府県警察におきまして所要の修正等の  
措置を行っているところでございます。今後と  
も、模擬テストの実施であるとかあるいは危機管  
理計画の策定等を進めまして、その対応に万全を  
期してまいりたいと思っております。

○松岡満壽男 危機管理の問題につきま  
しては、やはり国民の生命、財産を守るのが一番大  
切な仕事でありますので、今御答弁されましたよ  
うにきちっとした対応をひとつお願いしたいとい  
うふうに思います。

この資料を拝見しますと、三十二ページです  
か、「警察職員の定員の推移」、平成十年で二十六  
万三千四百八十三人といいことですが、この  
ところ御存じのような失業状態、雇用が非常に  
不安定な状況になってきていますし、今ですと教  
職員の方もいい人材が集まっていますし、警察官  
の方にもいい人材が集まっています。警察官とい  
うふうにお考えですが、このところの採用試験の  
状況ですわ、ひところ二十倍ぐらいの競争倍率、  
平成六年、七年あたり非常に倍率が高かったん  
ですが、平成九年のデータを見ますと、受験者が  
十一万五千人、合格者が七千四百人、一五・四と  
いう、倍率がこう下がってきている。この中身  
が、今やはいいい人材を確保する一つのチャンス  
だろうと思うんですけども、スリム化すること  
もそれは必要だけれども、やっぱり大切な要員は  
きちんと確保しなきゃいかぬ。  
今のこの採用の倍率が少し下がってきていると  
いうことはどういふところに原因があるのか、ま

た、これからのハイテク犯罪とか、先ほど来い  
んな議論がありました。犯罪も多様化していま  
すから人員もきちっと確保していかなくちゃい  
かぬだろうと思うんですが、そういうものにつ  
いてのお考えをお聞かせいただきたいというふう  
に思います。

○政府委員(野田健君) 都道府県警察で行  
う警察官の採用試験の状況ですけれども、実  
は平成元年、二年ころは五倍程度の倍率であ  
りました。

〔理事山下八洲夫君退席、委員長着席〕

平成六年が最近では一番倍率が高くて約二十  
倍ですが、この年は実は採用者数が非常に少  
なかったというふうな事情がありまして、その  
増員も多少少なかったというので、倍率的には  
下がってきております。

平成九年は十五倍ということですが、以前  
に比べてますとそれでも十五倍の倍率で採用  
しているということで、現場の状況を聞きます  
と、非常に優秀な者が受けに来ているという  
ふうにお聞きしております。

もちろん、もっと倍率の高い時期もあり  
ました。そういう意味でいろいろな、ダイレ  
クトメールで警察の採用状況を知らせるとか  
学生に対する働きかけもやっております。た  
だ、阪神・淡路大震災、あるいはその同じ年  
にオウム関係の事件が起きたわけですから、  
そういうふうなことがありまして、いわゆる  
警察官の仕事に対する学生の関心、あるいは  
自分も警察官になりたいというふうな気持  
ちが非常に多いのではないかなというふう  
にお聞きしております。

ですから、そういうふうな状況を考えなが  
ら、ぜひ今のこの時期にいい人材を迎えたい  
ものだとお聞きしております。

○松岡満壽男 先行議員の御指摘にもあ  
りまして、女性警察官もふえてきておるよう  
です。自衛官の方もふえていますよ、女性  
が。現在のところ一％ですか、採用者の中  
の。今後の方向とどういふふうになるん  
でしょうか。

引き続き、女性参画基本法が出てまいり  
ますし、そういう時期に女性警察官の採用  
の考え方についてお伺いいたしておきたい  
と思っております。

○政府委員(野田健君) 昨年の新採用  
者で見ますと、一％ぐらいでありまして、  
組織全体から見ると、採用者に占める比  
率、女性の比率の方が高いというふう  
なことで、女性を少し多目に採用してい  
るという実情にあります。

女性の警察官の方の倍率は全体の倍率  
の中でもさらに高くなっています。場合によ  
っては八十倍であるとかそういうふうな  
倍率の都道府県警察もあるというふう  
なことで、女性の警察官志望者の中  
には非常に優秀な、警察組織としても  
ぜひ迎いたいというふうな能力を持  
った人も多数おられます。

一方、警察は、もともと男性だけの  
都道府県警察もあつたというふうな  
ことで、女性がいない都道府県もあ  
つたというふうなことであります。が、  
被害者対策等を適切に進めていくとい  
う問題、あるいは女性でない、男性の  
警察官がやる方がよい仕事という  
ものの中には、先ほど御説明いたしま  
したけれども、男性でも女性でもど  
ちらでも同じように能力を発揮して  
もらえるという、そういうポストも  
あります。優秀な女性の警察官希望  
者をぜひ採用して、そして全体とし  
て警察力がアップできるようにし  
たいというふうにお聞きしております。

○松岡満壽男 もう時間ですから、  
終わります。成田空港の警備の関  
係で一言御質問いたします。

○岩瀬良三君 私から、警察法の改  
正に關連して、成田空港の警備の  
関係で一言御質問いたします。  
皆さん御記憶に新たなとあり、  
空港の建設に当たっては警察官  
の四名ですか、殉職が昔あった  
わけでございます。その後、収  
用委員会の委員長の暴力行為とい  
うようなことがあつたわけござ  
います。その後いろいろな、職員  
等の家屋が時々火災に遭つてしま  
うというふうなことでござ

います。最近では県連の幹事長、  
自民党の幹事長の隣接家屋が燃  
えたというふうなこともあるわ  
けでございます。またその後も、  
公団職員の方でしたか、の車  
が燃やされた、こういうふうな  
不法行為が断続的に続いている  
わけでございます。今、二〇〇〇  
年度完成に向けて、県、市町  
村はもとより一生懸命この推  
進を図っておるところでござ  
います。議員の方、また空  
港周辺の経済団体の方々も  
この動きを強めていて、今  
までではないような一体感  
が見られておるわけござ  
います。

そういう中で、こういう民間  
の人が自由に発言したり推  
進を図っている中で、まだ  
不法行為が断続的、これは  
どこにいてもかわらないわ  
けでございますけれども、こ  
ういふものの被害に遭う  
ということがあつたら、大  
事だろうというふうにお  
聞きしております。絶対許し  
てはならないというふう  
にお聞きしております。

こういう中で、千葉県の  
警察官の方、夜間にいろ  
いろの方々のおうちを見  
回つたりとかということ  
で、ほかの県の警察官  
に見られないようなこ  
とで、ほかの県でもさ  
れておつて、大変御苦  
勞なことでもあります。一  
面そういう民間の方の  
心配もあつてはならない  
ということをお聞きし  
ますので、警察庁の決  
意のほどを、こういう  
盛り上がりつつある  
ときでございますので、  
お示しいただければ  
と思うわけでございます。

○政府委員(金重凱之君) 新東  
京国際空港でございます  
が、開港から二十年を  
経過しております。そ  
して現在一層の空港  
整備に向けた関係者  
による努力が続いて  
いるものというふう  
にお聞きしております。  
しかしながら、成田  
の現地には今も極  
左暴力集団のメン  
バーが常駐してお  
る、そしてこうい  
う動きに反発を強  
めておるところで  
あります。昨年は、  
成田空港に關連  
したテロ・ゲリラ  
事件を八件引き  
起こしております  
。それから本年も  
一月に芝山鉄道  
関係者に対する  
テロ・ゲリラ事  
件を引き起こ  
しております。こ  
ういふ

ような現状がございますので、千葉県警を初めとする関係警察では、引き続き成田空港関連施設として空港関係者に対する所要の警戒措置を講じておりまして、一昨日も、三月二十八日でございますが、現地集合デモがございましたけれども、その際にも、前段を含めまして全国から多数の警察官を動員して警戒に当たられたということでございます。

それからまた、先生御指摘の民間の方々がいرونな自由な御発言をされる、そしてそのことにより被害に遭ったりしないようにという意味合いで自主的な警備をやられるというようなこともあろうかというふうに思っておるわけでありますけれども、これにつきまして必要な指導を行っておりますので、地域の安全にも十分意を用いております。今後とも、さらにこの極左暴力集団による違法行為の取り締まりを強化し、関係機関とも連携を密にして、警戒、さらに万全を期していきたいというふうに思っております。

○岩瀬良三君 本日にそういう点では大変だと思っております。なお一層御奮励のほどをお願い申し上げます。

それから、不審船の方のことで、午前中、成田財特がありましたので、こちらの方質問できまさんでしたので、一、二質問させていただきます。思っております。

そうい意味で、早くから航空機の方から停船命令がなされたということでございますし、海の上ですと陸とはまた違いますけれども、巡視艇からも停船命令を出している。こういうようなことであるわけでございまして、停船命令をした場合にやはり停船させなければいけません。速いノットというふうな思われるわけでございまして、速いノットで逃げられてしまったというふうなことであろうわけでございまして、こういう点についての実効性の確保を図っていかねば国民の信頼を得られないと思うんですが、こういう点で実効性の確保を図るにはということでお考えをいただきたいと思うわけであります。

先生御指摘のとおり、今回の不審船では捕捉できなかったわけでありまして、こういうことでは、停船命令の実効確保についてということでございます。私ども海上保安庁におきましては、先生も御指摘ありましたように、巡視船艇または航空機により繰り返し発光信号あるいは無線等によりまして停船命令をまず発するということとしております。

この停船命令に応じない場合の停船措置でございますけれども、これは当該船舶の抵抗の状況でありますとか、そういういろいろな個々具体的な事案に応じた違いがございますが、巡視船艇により警告弾であるとかあるいは着色弾の投下、場合によっては海水の放水、こういった形あるいは接舷規制等を実施することになっているところでございます。

これは、停船措置を繰り返し実施したにもかかわらず停船しないあるいは抵抗する場合にありましては、その事態に応じ、海上保安庁法第二十条により準用をされております警察官職務執行法第七条に基づきまして合理的に必要とされる限度において武器を使用する、こういう形で実効をあらしめたいというふうな思っております。

○岩瀬良三君 速く逃げられたというふうなこともあるわけですが、新聞などを見ますと、東京―苫小牧航路に超高速貨物フェリーを今後就航させる。民間の会社でございます。これは航海速度が三十ノットということでございます。民間の中で速い方だと思っております。しかもこれは一万二千五百トンだということです。こういう大きなこれだけのものを持っているわけなんです。保安庁の方、先ほど高橋議員からも計画を持ってこういうような話がありましたので、ぜひこれは整備をしていただきたい。

それから、時間がないのでこれで終わりにいたしますけれども、先ほどから、海上保安庁と警察との連絡、また自衛隊との連絡を密にしようというものがありませんか、もう一つ、日本全国が周回海だらけなので、海の中にいるわけなので、職務を持った方だけではなかなかこれは発見できないと思うわけです。そういう意味で、民間との連絡網もその中に組み込むべきじゃないか。もう実質やっておられるのかもしれないけれども、そういう民間、言うならば消防団もそうだろうと思うわけですが、そういういろいろなところとの協力関係もその中に入れてマニュアルをつくっていただきたいと思います、そういうふうな思っております。

○説明員(長光正純君) 海上保安庁におきましては、領海警備体制につきまして今回の事案の教訓をそれぞれ分析検討して、現在のマニュアル等に對する検討あるいは関係省庁との連携のあり方等々を検討し、それぞれ実施に移していきたいというふうな考えておりますが、先生御指摘のとおり、こういった事案についてどうい形式で民間の方々にも御協力いただけるかという点も含めて、あわせて検討していきたいと思っております。

○委員(小山峰男君) 他に御発言もないようです。すから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員(小山峰男君) 他に御発言もないようです。すから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

警察法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員(小山峰男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、犯罪被害者救済制度の充実に関する請願(第一〇二四号)
- 一、税制改正に関する請願(第一〇二五号)
- 一、地方分権の推進に伴う地方税財源の充実強化に関する請願(第一〇二六号)
- 一、地方の公債費負担の軽減に関する請願(第一〇二七号)
- 一、過疎地域活性化のための新立法措置に関する請願(第一〇二八号)
- 一、地方事務官の地方公務員への身分移管に関する請願(第一〇二九号)

第一〇二四号 平成十一年三月十七日受理  
犯罪被害者救済制度の充実に関する請願  
請願者 長野県北佐久郡立科町大字芦田 三、五四七 寺島義幸  
紹介議員 小山 峰男君  
この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

○委員(小山峰男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

第一〇二五号 平成十一年三月十七日受理  
税制改正に関する請願

請願者 長野県北佐久郡立科町大字芦田

三、五四七 寺島義幸

紹介議員 小山 峰男君

この請願の趣旨は、第二七〇号と同じである。

第一〇二六号 平成十一年三月十七日受理

地方分権の推進に伴う地方税財源の充実強化に関する請願

請願者 長野県北佐久郡立科町大字芦田

三、五四七 寺島義幸

紹介議員 小山 峰男君

この請願の趣旨は、第二七一号と同じである

第一〇二七号 平成十一年三月十七日受理

地方の公債費負担の軽減に関する請願

請願者 長野県北佐久郡立科町大字芦田

三、五四七 寺島義幸

紹介議員 小山 峰男君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一〇二八号 平成十一年三月十七日受理

過疎地域活性化のための新立法措置に関する請願

請願者 長野県北佐久郡立科町大字芦田

三、五四七 寺島義幸

紹介議員 小山 峰男君

この請願の趣旨は、第二七三号と同じである。

第一〇二九号 平成十一年三月十七日受理

地方事務官の地方公務員への身分移管に関する請願

請願者 長野県北佐久郡立科町大字芦田

三、五四七 寺島義幸

紹介議員 小山 峰男君

この請願の趣旨は、第二七四号と同じである

平成十一年四月十三日印刷

平成十一年四月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B